

日野市自殺総合対策基本計画

— ともに支え合う地域社会の実現のために —

令和6年3月
日野市





「誰も自殺に追い込まれることのない日野」 の実現を目指して

日野市長 大坪 冬彦

わが国では自殺者が、平成 10 年以降、14 年連続して毎年 3 万人以上を超える状態が続いていましたが、平成 22 年以降減少に転じ、平成 24 年には 2 万 7,858 人となり、さらに令和元年には、この 10 年間で最少の 2 万 169 人となりました。しかしながら、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに増加に転じ、中でも女性の自殺者や小中高生の自殺者の増加が顕著となっております。

日野市では平成 28 年、29 年に自殺者数は大幅に減少しましたが、平成 30 年に増加に転じ、とりわけ女性の自殺者が大幅に増加しました。令和元年には一旦減少したものの、令和 2 年には再び増加に転じています。また、近年、小中学校での不登校者数が増加傾向にあることから、小中高生への対応も喫緊の課題と捉えています。

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱にも書かれているように、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、誰もが当事者になり得る重大な問題であります。また、世界保健機関(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる

死であるというのが世界の共通認識となっています。

日野市ではこれらの様々な社会的要因の解消のため、先進的な取組として平成 23 年 4 月に全国で 2 番目の自殺対策条例となる「日野市自殺総合対策推進条例」を施行し、その後平成 27 年に「日野市自殺総合対策基本計画」を策定、平成 31 年に改訂を行い自殺対策を積極的に推進してまいりましたが、この度、令和 6 年度から 5 か年の計画期間となる「第3次日野市自殺総合対策基本計画」を策定しました。

今回の計画では、国や都の方針をふまえながら、特に取り組むべき支援対象を明確に定め「子ども・若者」「女性」「労働者等」への支援など6つの基本目標を掲げそれぞれに対する具体的な支援策をわかりやすく明記いたしました。

自殺対策はSDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という理念と合致します。地域の皆様とともに様々な分野において「生きることの包括的な支援」として社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、日野市民一人ひとりの生活を守る姿勢で展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない日野」の実現を目指してまいります。

最後に、この策定作業に携わっていただいた「日野市自殺総合対策基本計画策定委員会」の委員の方をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

目次

日野市自殺総合対策基本計画の目的と位置づけ

第 1 章	1 基本理念	1
	2 計画改定の経緯と背景	2
	3 計画改定の目的	2
	4 計画の位置づけ	3
	5 計画の期間	3
	6 計画の数値目標	4

日本の自殺の現状

第 2 章	1 日本の自殺の現状	6
	2 国・都の取組	8
	3 日野市のこれまでの主な取組	10
	4 自殺対策基本法施行前後の自殺対策に関連する主な動き	11

日野市の自殺の現状

第 3 章	1 日野市の自殺の現状	13
-------	-------------------	----

日野市自殺総合対策基本計画の内容

第 4 章	1 目指すべき姿	19
	2 基本目標	19
	3 施策の方向性の体系図	20
	4 施策項目と事業	23
	5 推進体制	49

資 料 編	1 改定の経過	51
	2 日野市自殺総合対策基本計画策定委員会名簿	52
	3 日野市自殺総合対策推進条例	53
	4 自殺対策基本法(平成28年4月改正)	55
	5 自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)	59
	相談一覧	62

第1章

日野市自殺総合対策基本計画の目的と位置づけ

1 基本理念

このまちで暮らす市民一人ひとりが、いきいきとして、心と体がともに健康で日々を暮らすことができることを願い、基本理念としてここに掲げます。

日野市自殺総合対策推進条例 第2条（基本理念）

市民一人ひとりかけがえのない「生命（いのち）」の大切さを考え、ともに支えあう地域社会の実現に向けた施策を総合的に実施し、市民個人とその家族を含めた周囲の人々の、心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進します。

- 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景にある地域社会的要因を含めたさまざまな要因に起因することを踏まえ、市民一人ひとりがともに支えあうまちづくりと一体となって推進されなければならない。
- 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。
- 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 自殺対策は、市、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の綿密な連携の下に実施されなければならない。

日野市民憲章

わたくしたち日野市民は、多摩川・浅川につづく平野と丘陵の自然環境に恵まれたこのまちを、生活の中のふるさとと考え、みんなのしあわせのためにこの市民憲章を定めます。

- 元気に働き いきいきとして 心ゆたかなまちをつくりましょう
- 手をつなぎ とともに健康で 明るいまちをつくりましょう
- 自然を守り 緑と清流と太陽の 美しいまちをつくりましょう
- 人を大切にし 弱い人にも子どもにも 思いやりのあるまちをつくりましょう
- 文化をつちかい うるおいのある 平和なまちをつくりましょう

2 計画改定の経緯と背景

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかしながら、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。中でも、女性や小中高生を中心に自殺者が増加しました。令和4年には小中高校生の自殺者が過去最多となりました。

3 計画改定の目的

今回の改定は、日野市の自殺の現状に対しての取組や時代に即したものにすること、そして、支援内容が分かりやすい計画とすることを目的に行いました。

令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」等の内容も踏まえて改定を行いました。

日野市は、令和元年7月に持続可能な地域づくりを進めるモデル都市として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

「SDGs」とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

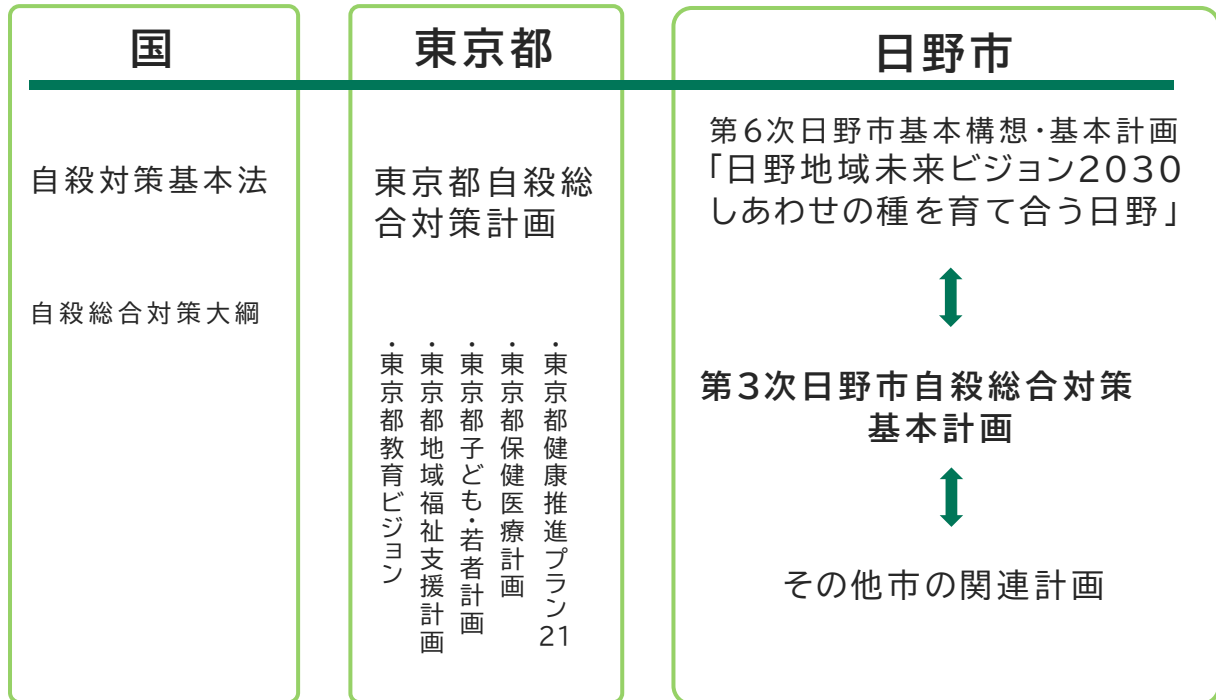
自殺対策は、SDGsの理念と合致するため、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持っています。



4 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。
また、日野市の長期計画である第6次日野市基本構想・基本計画「日野地域未来ビジョン2030 しあわせのタネを育てあう日野」は、市役所のみならず地域や日野のまちに関わる方、関わろうとする方が豊かに暮らしていくためのよりどころとなることを目指しています。

SDGsや長期計画の理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない日野」の実現を目指します。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2029年度）の5年間とします。ただし、国の対策と連動させる必要があることから、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜内容の見直しを行います。

6 計画の数値目標

令和4年10月14日に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本理念である、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標とします。全国の数値目標に合わせ、引き続き日野市においても令和8年(2026年)までに自殺死亡률을平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることを目標として設定します。自殺死亡률とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で割り、これを人口10万人あたりの数値に換算したものです。

【日野市換算目標】

	平成27年(2015年)	令和8年(2026年)
自殺死亡률	18.8	13.1以下*1
自殺者数	34人	24人

【国の数値目標】

	平成27年(2015年)	令和8年(2026年)
自殺死亡률	18.5	13.0以下
自殺死亡률 人口10万人あたりの自殺者数		

*1 日野市では、国や東京都と比べて人口規模が異なるため、単年の自殺者だけ見ていくと、自殺死亡률の変動が大きくなりすぎることから、令和8年(2026年)の自殺死亡률은、令和6年から令和8年の平均見込数を使います。

参考 なお、先進諸国の自殺死亡률은、WHO Mortality Databaseおよび各国の国勢調査によると、米国14.9(2019年)、フランス13.1(2016年)、カナダ11.3(2016年)、ドイツ11.1(2020年)、英国8.4(2019年)、イタリア6.5(2017年)となっており、日本においては16.4(2020年)となっています。平成27年の自殺死亡률은、18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となります。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、令和7年には1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者は約1万6000人以下となる必要があります。

出典 自殺対策大綱 第5 自殺対策の数値目標

元永 拓郎 「孤立化→無力化→透明化に立ち向かう」

著名な精神科医の中井久夫先生は、自分自身がいじめにあった体験を自己洞察し、いじめの心理的プロセスともいうべき3段階を明らかにしました(中井, 2016)。それは、いじめが、孤立化→無力化→透明化、の経過をたどるというものです。いじめは多くの場合、加害者によって、被害者が孤立させられます。仲間外れにされ不当に扱われます。最初は反発したり戦ったりしていても、孤立化が進むと、被害者は誰も助けてくれないとあきらめるようになり無力化します。そればかりか、自分がだめだからいじめられる、いじめられるのは当然である、と被害者自身が考えるようになります。ここまでくると、被害者はいじめとも意識しなくなります。いじめは表面上見えなくなり、加害者が被害者を支配する関係が継続します。透明化されるのです。

このような深刻な事態を生まないように、私たち社会は、いじめ防止対策推進法を定め、学校において徹底した対策をとる体制を整備してきています。ところで、この孤立化→無力化→透明化、ですが、実は、大人の社会にも、随所にみられるものではないでしょうか。たとえば、貧困の問題です。貧困によって人は孤立化し、時に何をやってもだめとあきらめ無力化し、貧困は自己責任だから自分のせいだと考え声を挙げなくなり透明化する、そのようなことが起きていないでしょうか。透明化させないために、生活困窮者自立支援制度など、さまざまな制度が社会に整備されてきています。

認知症についても、認知機能の低下により、人とのかわりが減って孤立化し、何もできないと無力化し、無為に過ごすことで、穏やかになって扱いやすくなったと思われ透明化する、そのようなパターンが生じていないでしょうか。認知症基本法は、認知症の本人が声をあげ政策立案にかかわり、社会参加することの重要性をうたっています。

このようにみえてくると、孤立化→無力化→透明化のプロセスは、自己責任を強く求める現代社会において、生じやすい心理社会現象と考えることができます。ぎすぎすした大人の集団においても、気に入らない人を孤立化させ、そうなったのは彼のせいだと責任を相手に押し付け無力化させ、相手が静かになったら何もなかったかのようにふるまう透明化、そのような集団心理が起きがちではありませんか。

そのように考えた時、日野市の自殺総合対策基本計画は、市民の孤立化や無力化、そして透明化をさせないための総合的な社会的取組と位置づけることができるかもしれません。悩みを抱え、追い込まれている人に、必要な支援が届くように、多様な支援を明示しています。まだまだ十分に、必要な人に届いていないと思うのですが、多様な支援がいつでも届けられるように準備していることを明示し、日野市民とその関係者を孤立化させないと宣言することの意義は、極めて大きいと考えます。

もちろん、孤立化させないための最も大事なことは、本人の近くにいる人や関係者等が、小さなサインに気づき、それを誰かと共有し、必要なところにつないでいくことだと思います。そのような方法は、ゲートキーパー研修でより实际的に学ぶことができます。市民の皆さんの日々の生活の中での気づきやつながりが、とても大きな力になることを、この基本計画において大いに強調したいと思います。

文献

中井久夫(2016) いじめのある世界に生きる君たちへ
— いじめられっ子だった精神科医の贈る言葉。 中央公論社。

第2章

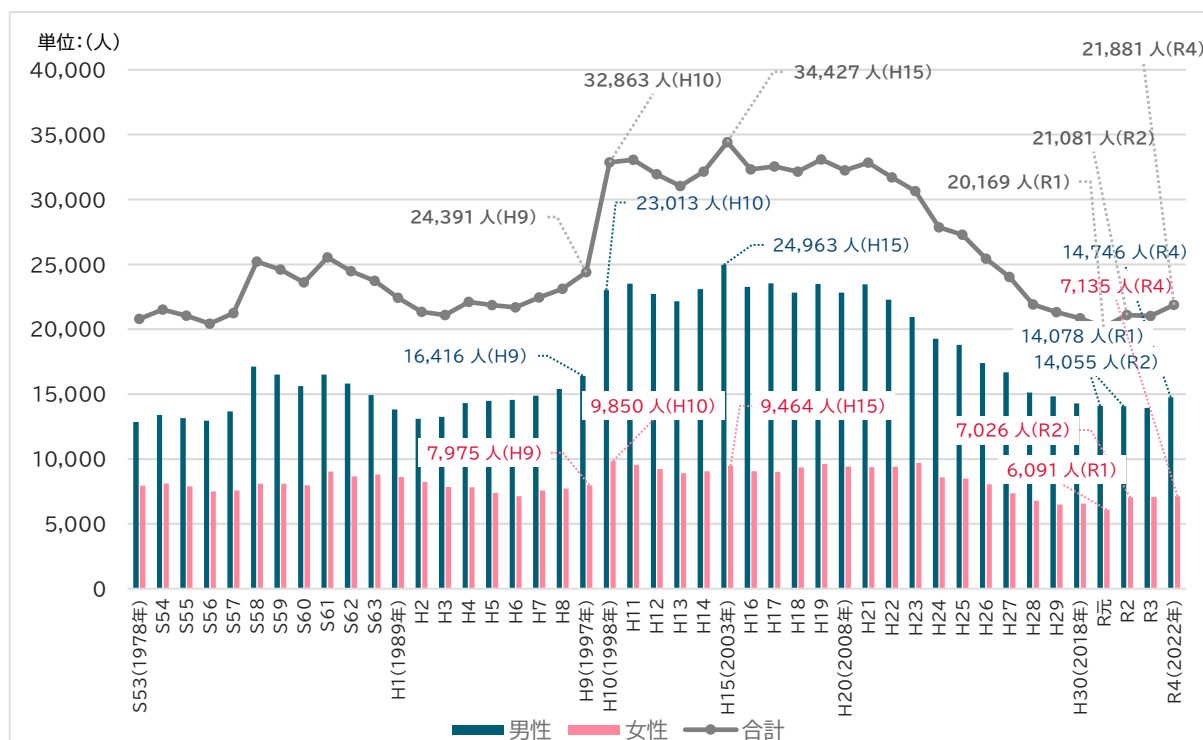
日本の自殺の現状

1 日本の自殺の現状

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、昭和58年及び昭和61年に25,000人を超えたものの、平成3年に21,084人まで減少し、その後2万人台前半で推移しました。しかし、平成10年は前年から8,472人増加して、32,863人となり、平成15年は昭和53年の統計開始以来最多の34,427人となりました。その後、3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ、令和元年は最小の20,169人となりました。令和2年は11年ぶりに総数が増加に転じて21,081人となった後は、21,000人台で推移し、令和4年は21,881人となりました。男女別にみると、男性の自殺者数は女性を大きく上回って推移しています。男性は、総数と似た推移を示しており、昭和58年及び昭和61年に大きく増加してから減少傾向にあったものの、平成10年に急増して、23,013人となりました。平成15年は最多の24,963人となりましたが、その後は減少傾向にあり、平成22年以降令和3年まで12年連続で減少していましたが、令和4年に13年ぶりに増加しました。女性は、昭和58年に大きな増加はありませんでしたが、昭和61年及び平成10年は、総数及び男性と同様大きく増加し、平成10年は最多の9,850人となりました。その後は、緩やかな減少傾向にありましたが、令和2年に7,026人と2年ぶりの増加した後、令和4年まで3年連続の増加となりました。

出典 令和5年版自殺白書より引用

全国の自殺者数の推移

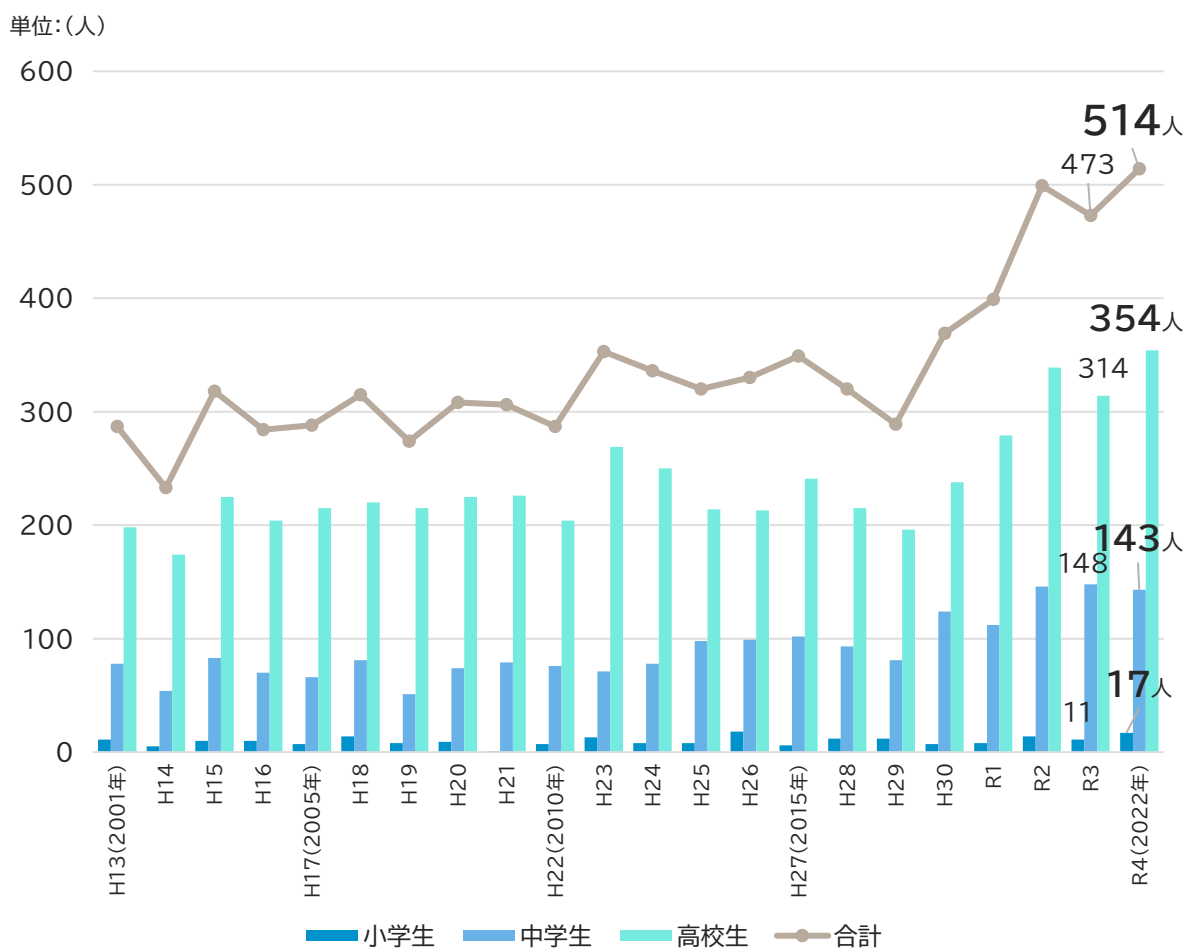


資料 警察庁自殺統計原票データより作成

近年、小中高生の自殺者は増えており、令和4年の小中高生の自殺者が514人と、過去最多となりました。

このような中、令和5年4月、子どもまんなか社会の実現を目指すこども家庭庁が発足しました。また、子どもの自殺対策の司令塔として、「自殺対策室」を設置するとともに、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議を開催し、総合的な施策を推進するため、対策の検討を行ってきました。令和5年6月には「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられました。

全国の小中高生の自殺者数の推移



資料 厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」より作成

2 国・都の取組

1. 国の自殺対策

平成18年に、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康でいきがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、日本で自殺対策に関する初めての法律である自殺対策基本法が公布・施行されました。

平成19年には、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されました。

大綱の策定後、平成24年に初めて全体的な見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました(第2次大綱)。

基本法の施行から10年の節目にあたる平成28年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法が改正・施行されました。

大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、平成29年には、基本法の改正や国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な見直しが行われました(第3次大綱)。

そして、平成29年に行われた大綱の見直しから5年が経過した令和4年10月には、新たな大綱が閣議決定されました(第4次大綱)。

【第4次大綱(令和4年10月14日閣議決定)のポイント】

子ども・若者の自殺対策の更なる推進と強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析を進め、自殺を防止する方策を検討
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信

女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置付けて取組を強化

地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援
- 地域自殺対策推進センターの機能強化

総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化

2. 東京都の自殺対策

東京都は平成19年1月に、庁内の関係局の緊密な連携の下、自殺対策に資する取組を積極的に展開し、自殺のない健康で生きがいを持って暮らすことのできる都民生活の実現を目指すことを目的に、自殺対策推進庁内連絡会議を設置しました。また、同年7月には、様々な分野の関係機関・団体が連携しつつ、総合的な自殺対策を推進し、健やかで生きがいを持って安心して暮らすことのできる東京の実現に寄与することを目的として、「自殺総合対策東京会議」を初めて開催しました。

平成21年3月には、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として、「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、その後、国の第2次大綱の決定等を踏まえ、平成25年11月には取組方針を改正しました。

基本法の改正及び第3次大綱の決定を受け、これまでの取組をより一層進めていくことを目的として、東京都は平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」（第1次計画）を策定しました。この計画では、東京都の施策を「区市町村等への支援強化」や「関係機関・地域ネットワークの強化」等の「基本施策」、「広域的な普及啓発」や「相談体制の充実」等の「重点施策」、「自殺防止につながる環境整備」や「様々な悩み・問題に対する相談支援の実施」等の「生きる支援関連施策」の3つの柱に分け、関係機関や関係団体、区市町村と連携を図りながら、自殺対策の取組を進めてきました。令和元年には、東京都における自殺者数は1,920人、自殺率死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は14.3に減少するなど、平成23年のピーク時と比較して、自殺者数及び自殺死亡率は着実に減少傾向にありました。

しかし、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、先述のとおり、女性や生徒、学生を中心に自殺者数が増加しました。こうした状況を踏まえ、電話相談やSNS相談の体制の充実や、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化するなど、取組を強化してきましたが、第1次計画に掲げた令和8年（2026年）までに自殺者数を1,600人以下、自殺死亡率を12.2以下とする目標の達成は見通せない状況です。

このページの出典

令和5年3月策定 東京都自殺総合対策計画 ～こころといのちのサポートプラン～第2次

3 日野市のこれまでの主な取組

日野市では、「自殺総合対策大綱」に沿って、市としてこの問題に対処すべく検討委員会を立ち上げ、平成23年4月に「日野市自殺総合対策推進条例」を施行しました。さらに、その具体的対応を検討するために、多くの関係者ならびに有識者からなる検討委員会を立ち上げ、調査や意見交換を重ね、平成27年3月に「日野市自殺総合対策基本計画 ともに支え合う地域社会の実現のために」を策定しました。

平成27年3月策定計画では、①**市民ネットワークの活性化** ②**相談窓口の質の向上** ③**支援者ネットワークの充実** ④**日野市近接地域との連携**の4つの柱を掲げ、事前予防、危機対応、事後対応の視点に立ち施策を具体的に進めてきました。計画策定後、平成28年には日野市における自殺者数は17人、自殺死亡率 9.3、平成29年には13人、自殺死亡率 7.08 に減少するなど、着実に減少傾向にありました。

平成31年3月には、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、平成27年3月策定の計画を改訂しました。社会情勢や市が取り組むべき方向性、重点施策等を明確化し、さらに自殺対策を推進することを目的に策定されました。

平成31年3月改訂の計画では、今までの4つの柱に⑤**地域の実態に即した重点的な支援**を追加し、5つの基本的な方向性(目標)で進めてきました。①～④は基本施策として、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組とし、⑤は重点施策として、日野市の現状や地域自殺実態プロファイルから見てきた自殺対策の課題に対して、特に強化すべき取組として行ってきました。対策を具体化し支援が必要な方に届くように、様々な事業を展開し行ってきました。

令和元年度には、支援者支援として「こころのセルフケア事業」を開始しました。相談援助業務を行う職員と地域包括支援センターのケアマネジャー等が、自身が支援している方が自殺又は自殺企図をされた時の気持ちをわかち合ったり、事例検討を通じて対応力の強化をしました。また、相談先カードに加え啓発用のマーカーペンを作成し、手元に置いておきやすく、相談のきっかけとなるようにしました。

令和2年度には、辛い気持ちや生きづらさを抱えた方を対象とした「ココロセミナー」を開始しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事業が縮小しましたが、オンラインでの開催など工夫をし、実施してきました。

令和5年4月には、自殺対策担当課が健康福祉部・セーフティネットコールセンターから、同じ健康福祉部内の健康課に変わりました。変更した理由としては、保健及び医療からのアプローチの一層の強化を図り、より直接的に自殺リスクを下げるためです。

同年9月には、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと「自殺対策 SNS 等相談事業における『連携自治体事業』協定」を締結しました。この協定は、自殺のリスクを抱えた方々や生きづらさ・生活のしづらさ等の悩みを抱えた方を対象に、若年層でもアクセスしやすい SNS やメール等を活用した相談事業です。また、支援が必要な方は市に繋いでもらう包括的な事業となります。

4 自殺対策基本法施行前後の自殺対策に関連する主な動き



国の動き

日野市の動き

- *1 失業率 戦後最悪
 - *2 リーマンショック
 - *3 新型コロナウイルス
- 平成10年以降、自殺者(全国)が毎年3万人以上、14年間続く
アメリカの有力投資銀行であるリーマンブラザーズが破綻し、それを契機として広がった世界的な株価下落、金融危機、
同時不況のこと
中国で見つかった新型コロナウイルス。世界的な大流行で、世界全体が危機的状況に陥った

数年前のこと。私が担当していた患者さんが自殺未遂をし、他院の救急救命のドクター達に適切な治療をして頂いたお陰で命は助かりましたが後遺症が残ってしまいました。その後、うつ病の治療のために当院へ転院されました。精神状態が安定してから、自殺未遂に至った経緯などを聞いていると、著名人の自殺の仕方を調べて同じ方法で試したのだと話されました。

現在はインターネットや SNS で様々な情報を瞬時に手にすることができます。著名人の自殺の報道もテレビやインターネットから流れ、多くの人が目にします。この自殺の報道後、2～3 週間にわたって自ら命を絶つ人が増加するということがわかってきました。これを『ウェルテル効果』と言い、令和 5 年版自殺対策白書でも言及されています。『ウェルテル効果』とはドイツの文豪ゲーテの『若きウェルテルの悩み』に由来しています。物語では主人公のウェルテルが自殺をしますが、この物語に影響された若者たちがウェルテルと同じ方法で相次いで命を絶ってしまったという現象です。

一方で、『ウェルテル効果』とは逆の『パパゲーノ効果』といわれるものがあります。これはモーツァルトのオペラ『魔笛』に由来します。パパゲーノは愛する人を失った絶望から自殺しようとするのですが、精霊によって助けられ生きるという選択をするというお話です。このように、自殺を考えるような状態から思いとどまり生きる道を選んだという人の話に触れ、同じ境遇にある人が自殺を踏みとどまるという現象のことをいいます。

この 2 つの効果ともメディアの報道に対して使われていますが、日常的で分かりやすい例を挙げてみたいと思います。

皆さんがつらくなった時に、映画を観たり、本を読んだりして、苦境を乗り越える主人公と自分を重ね合わせて『自分もまた明日から頑張ろう』と思ったりすることがあるのではないのでしょうか。また、応援している芸能人やスポーツ選手がつらい時期を乗り越えて活躍できるようになったという話をきくと、励まされた経験があるのではないのでしょうか。『死にたい』と思い詰めている時は、自ら映画や読書などを見られるような状態ではないので、そのような時には周囲の方たちの気付きや支えが重要になってきます。『元気がないみたいだけど調子はどう？』と声をかけてください。どんな返事をしたらいいかと悩み、声かけを躊躇せず、そばにいて話を聞いてあげてください。それだけでも、自分を心配してくれる人がいるという安心感が生まれ、徐々に前を向けるようになってきます。

第3章

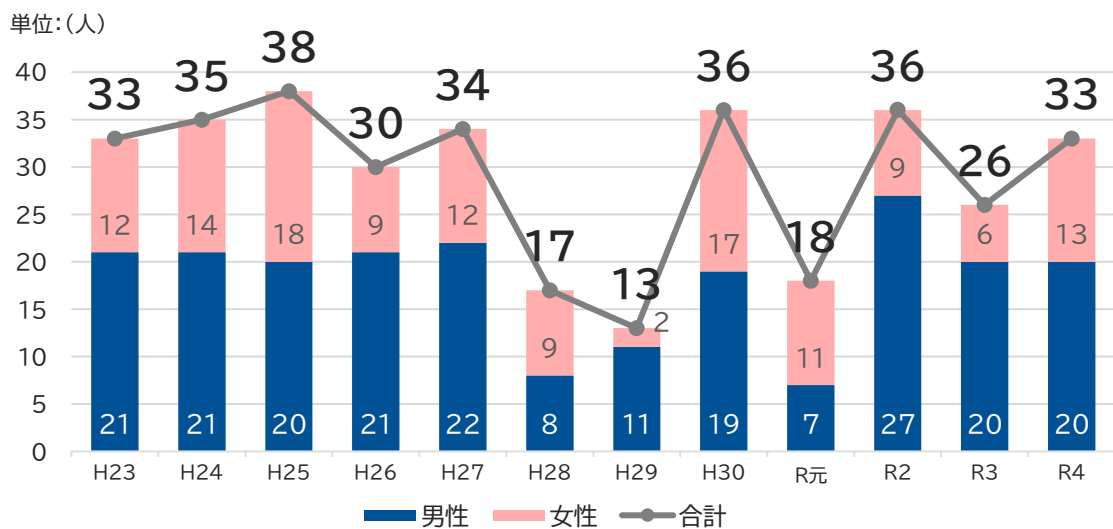
日野市の自殺の現状

1 日野市の自殺の現状

1. 自殺者数・自殺死亡率の推移

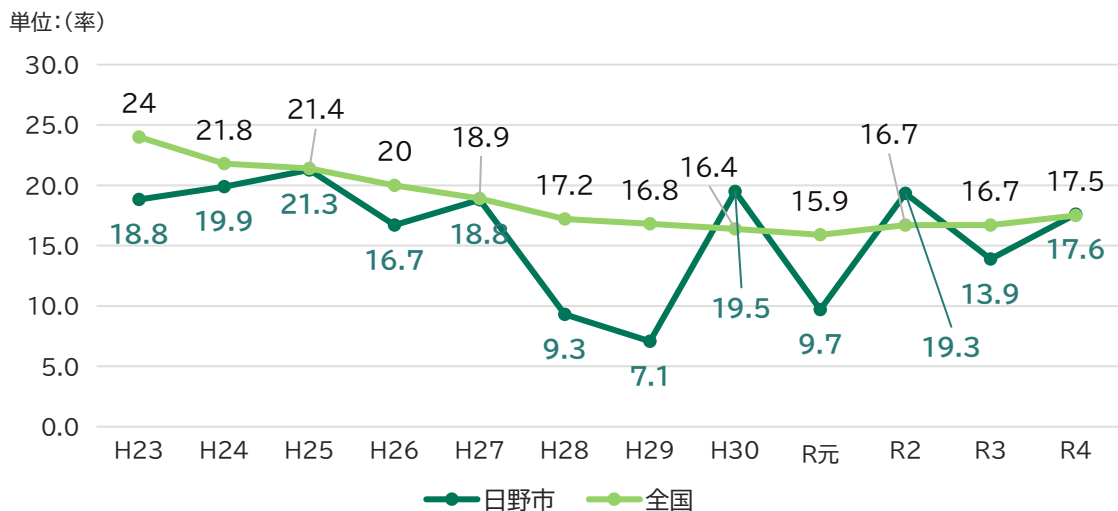
日野市における自殺者数と自殺死亡率の状況を見ると、自殺者数、自殺死亡率ともにばらつきが見られます。平成28、29年は大幅に減少しましたが、平成30年には女性の自殺者が大幅に増加しました。令和2年は、男性の自殺者が増加しています。増加背景として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことが指摘されています。

自殺者数の年次推移



資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】より市作成

自殺死亡率の年次推移(全国・日野市の比較)



自殺死亡率 人口10万人あたりの自殺者数

資料 警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より市作成

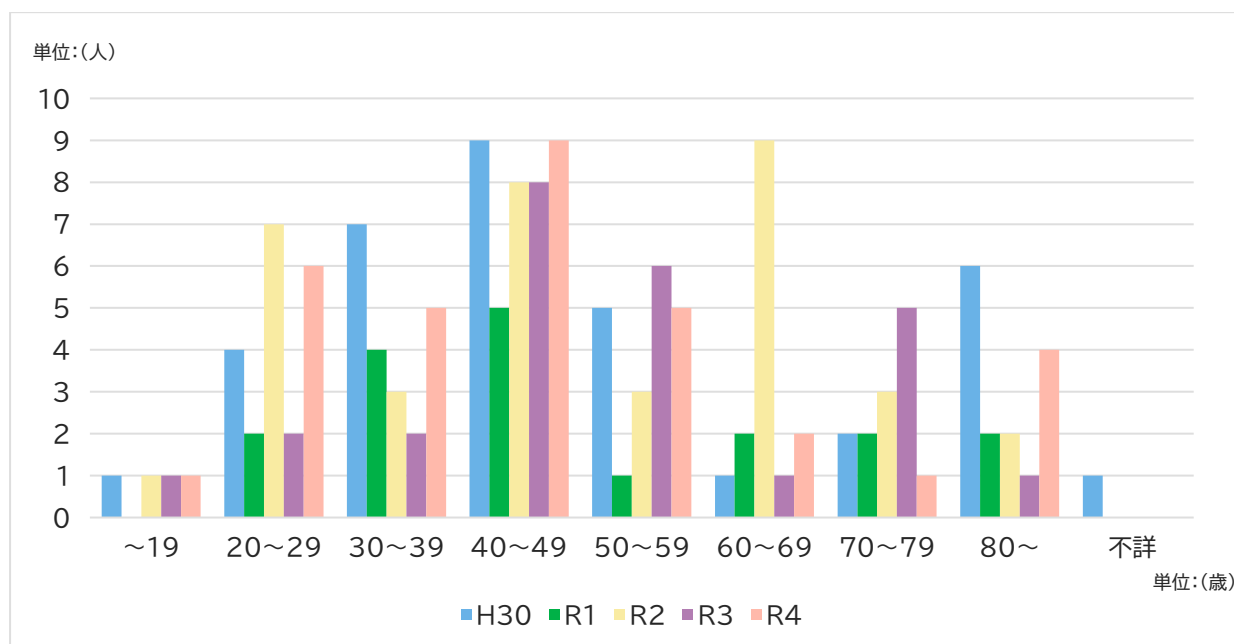
2. 年代別自殺者数

日野市における「年代別自殺者数」の状況をみると、40歳代が最も多く、続いて20歳代・30歳代・50歳代と働き盛りの年代が多い傾向があります。また、合計内訳をみても40歳代の男性と女性が多いことが分かります。19歳までの自殺者数は年間1人程度で推移しています。

年代	H30	R1	R2	R3	R4	合計	合計内訳	
							男性	女性
～19	1	0	1	1	1	4	2	2
20～29	4	2	7	2	6	21	14	7
30～39	7	4	3	2	5	21	10	11
40～49	9	5	8	8	9	39	24	15
50～59	5	1	3	6	5	20	16	4
60～69	1	2	9	1	2	15	11	4
70～79	2	2	3	5	1	13	7	6
80～	6	2	2	1	4	15	8	7
不詳	1	0	0	0	0	1	1	0
合計	36	18	36	26	33	149	93	56

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】より市作成

日野市 年代別自殺者数(平成30年～令和4年)



3. 原因・動機別

平成30年から令和4年の日野市における「原因・動機別自殺者数」の状況をみると、「健康問題」が一番多く、「不詳」を除くと次いで「勤務問題」になります。

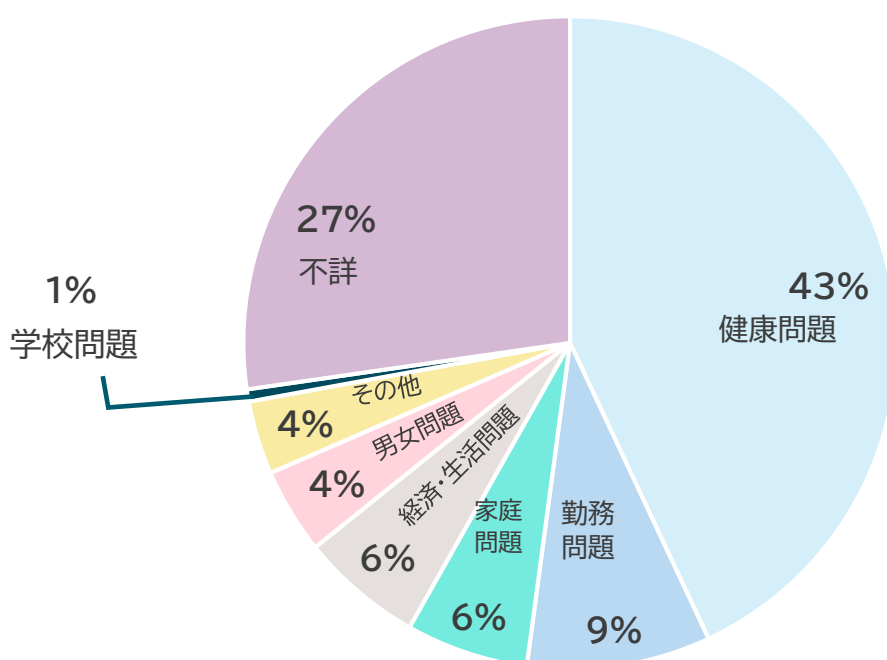
しかし、自殺に至る原因は時と共に変化し、ひとつではなく、多くの場合は複数の要因が複合的に連鎖していると言われています。

原因・動機	平成 30 年			令和元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
家庭問題	1	0	1	3	0	3	1	1	0	2	0	2	3	2	1
健康問題	11	4	7	10	5	5	16	12	4	19	11	8	15	6	9
経済・生活問題	1	1	0	1	0	1	1	1	0	3	3	0	4	3	1
勤務問題	3	3	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	8	7	1
男女問題	2	2	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	2	1	1
学校問題	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	2	1	1
不詳	17	9	8	3	2	1	12	7	5	6	6	0	7	5	2

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】より市作成

*自殺の原因・動機の集計については、家族の証言等から原因・動機と考えられるものについて、4つまで計上可能としているため、自殺者の合計とは一致しません

日野市 原因・動機の割合(平成30年～令和4年)



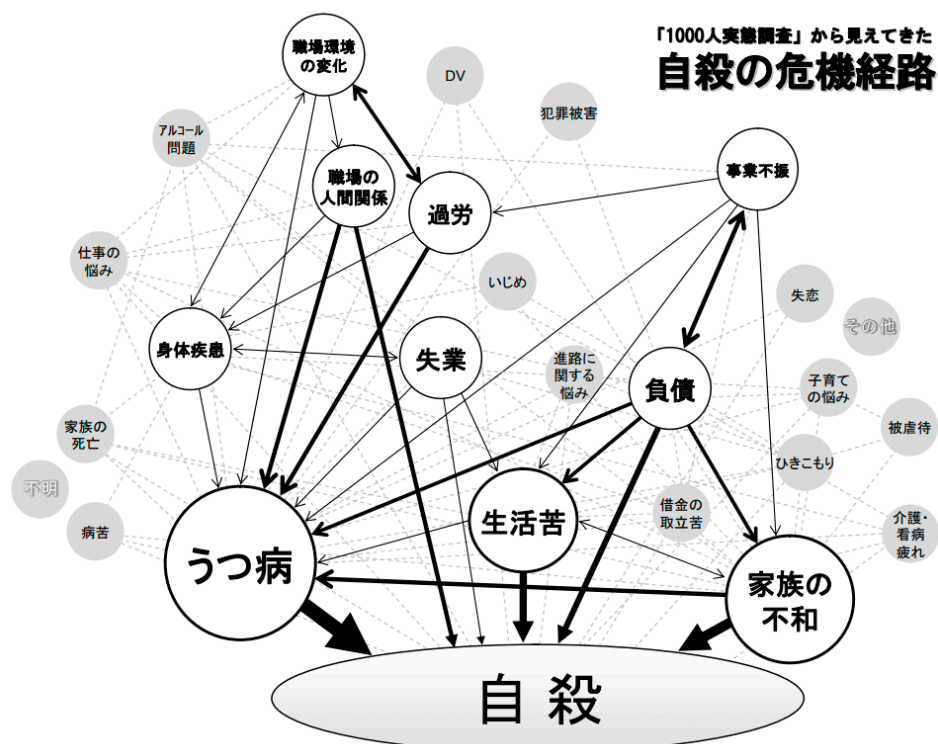
下記の図は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと、東京大学経済学部SOS (Studies on Suicide)プロジェクトが行った「1000 人の声なき声」に耳を傾ける調査で分かった「自殺の危機経路」です。

①自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策の立案・実施につなげること ②死から学ぶことで、同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすこと を目的としたものです。

調査によると、自殺時に抱えていた危機要因数は一人当たり平均4つと言われており、自殺に至る理由が決して単純ではないことが分かりました。また、危機要因全体のおよそ7割が以下の10要因に集中していたことも分かっています。

自殺の10大危機要因

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① うつ病 | ⑥ 職場の人間関係(職場のいじめ) |
| ② 家族の不和(親子・夫婦・離婚・その他) | ⑦ 職場環境の変化(配置転換・昇進・降格・転職) |
| ③ 負債(多重債務・連帯保証債務・住宅ローン・その他) | ⑧ 失業(+就職失敗) |
| ④ 身体疾患(腰痛・その他) | ⑨ 事業不振(+倒産) |
| ⑤ 生活苦(+将来生活への不安) | ⑩ 過労 |



出典 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書 2008・2013」

4. 支援が優先されるべき対象群

平成30年から令和4年の5年間における日野市の自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の「地域自殺実態プロファイル」により、自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別×年代×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、日野市における重点施策として、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に対する取組が推奨されました。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路**
1位:男性 40～59歳 有職同居	14	9.4%	13.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳 有職独居	11	7.4%	42.0	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
3位:男性 60歳以上 無職同居	11	7.4%	18.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:女性 60歳以上 無職同居	11	7.4%	12.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59歳 無職同居	9	6.0%	122.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

資料 いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)地域自殺実態プロファイルより

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

*自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しています。

弊社のメンタルヘルス疾患による休業休職者数は2018年まで低下し続けてきたものの2019年から微増傾向が続いており、経営課題として状況の把握と対策を適宜見直すと共に、取組の強化を推進しています。

2020年からのコロナ禍による在宅勤務の積極的な推進は感染拡大防止として必然ではあったものの対面コミュニケーションの減少は困った時の相談が出来にくく、上司・同僚が不調に気付く機会の減少にもつながりました。結果としてこのことが不調者の早期発見と対応に遅れが生じた要因の一つと考えられます。

2023年5月からコロナ感染症分類が5類に変更されたことから、それまでの在宅勤務推奨から効率的な働き方としてハイブリッドワーク(在宅と出社のベストミックス)に転換しています。コミュニケーション活性化策として上司と部下との1on1ミーティングや全員参加型職場懇談会の実施を月1回以上実施するなどメンタル不調になりにくい職場環境づくりも進めています。

2022年にHINOウェイを制定し、その中には人格や尊厳を尊重した行動を徹底しハラスメント行為のない会社を目指すことも宣言しています。ハラスメントが原因でメンタル不調になるケースもあったことから特に「パワハラゼロ活動」として全従業員にハラスメント教育を行なっています。また上司からの一面的な評価だけでなく、部下や同僚に相当する従業員も含めた360度評価の導入やハラスメントの厳罰化も実施しました。

支援体制としては、各事業所に「こころとからだの健康推進センター」を設置し、産業医や保健師・看護師がいつでも相談を受け付けています。また外部医療機関の精神科医による月2回～4回の出張診断により産業医が的確な助言を得られる仕組みを設ける他、外部のカウンセラーによる出張カウンセリングを通じて従業員が誰にも知られずに悩みを相談できる体制も備えています。

メンタル疾患の原因は一つに特定することが困難な場合も多く、家庭の問題や個人の特性については会社の支援が及ばない部分も多くあります。従業員が自分の仕事に誇りを持ち、いきいきと自律的に業務を行なえるような支援、そして自身に相応しい今後の働き方の選択を考える機会の提供として20代から60代までの各階層毎にキャリアデザインセミナーを2022年から実施しています。

自殺対策条例制定の初期の活動から参画させて頂く中で、行政の市民サービスが新生児・子供からお年寄りまでライフステージの多岐にわたり非常に多くの事業が行われていることを知りました。市民の目線で必要性の薄くなった事業については適宜見直しを行い、自殺対策と言う新しい事業に行政の人的資源の有効活用をお願いします。

自殺対策は各組織の連携が有効であることは理解していますが、個人情報保護を適正に行いつつタイムリーに連携することの困難さを強く感じています。困っている市民が活用できるサービスがある事を知ってもらうことが自殺対策の入口であり、情報提供を推進できる体制づくりも課題と考えています。

第4章

日野市自殺総合対策基本計画の内容

1 目指すべき姿

市民一人ひとりがかけがえのない「生命(いのち)」の大切さを考え、
ともに支え合う地域社会の実現に向けた施策を総合的に実施し、
市民個人とその家族を含めた周囲の人々の、
心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進します

2 基本目標

日野市の現状や、これまでの取組を踏まえ、下に掲げる6つの項目を基本目標とし、強化していきます。また、今回の改定にあたり、①時代に合ったものにする ②日野市の特性を考える ③誰が見ても分かりやすく という視点で作成しました。また、国の第4次大綱や東京都の第2次計画に沿った内容にしています。

6つの柱

1. 自殺対策に必要な仕組みづくり(啓発・相談・連携・人材育成など)～総合的な自殺対策の推進、強化～
2. 子ども、若者に対する自殺対策の推進、強化
3. 女性に対する自殺対策支援の強化
4. 労働者等への自殺対策支援の強化
5. 様々な要因による支援が必要な方への配慮
6. 地域の力を活かした連携による自殺対策～地域自殺対策の取組の強化～

3 施策の方向性の体系図

目指すべき姿	基本目標	施策の方向性	施策	No	事業	区分		
市民一人ひとりがかけがえのない「生命(いのち)」の大切さを考え、ともに支えあう地域社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。 市民個人とその家族を含めた周囲の人々の、心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進します。	1 自殺対策に必要な仕組みづくり(啓発・相談・連携・人材育成など) ～総合的な自殺対策の推進、強化～	(1)社会全体の自殺リスクを低下させる	①相談窓口の充実、窓口等での見守り等支援	1	福祉の初期総合相談窓口事業	継続		
				2	子どもなんでも相談	●新規		
				3	心理相談(教育相談・幼児相談)	継続		
				4	日野市女性相談事業	新規		
				5	にじいろ相談	新規		
				6	人権身の上相談	新規		
				7	ひとり親家庭相談	新規		
				8	障害者相談支援事業	新規		
				9	身体障害者、知的障害者相談員事業	新規		
				10	消費生活相談	継続		
				11	心の健康相談	新規		
			②SNS等を活用した相談事業	12	SNS等相談事業における『連携自治体事業』	●新規		
				13	産婦人科・小児科オンライン健康相談	●新規		
				③相談窓口の周知、支援情報の提供	14	相談窓口案内 啓発用品の作成	継続	
					15	救急医療機関へのパンフレット設置	継続	
					16	相談窓口パンフレット等の設置	継続	
		(2)市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	①市民への情報発信、啓発事業の充実		17	図書館における啓発	継続	
					18	市民啓発事業(自殺対策)	継続	
				19	心の健康に関する出前事業	継続		
				20	自殺対策啓発事業「いのちの学校」	継続		
		(3)自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①ゲートキーパーの養成	21	職員研修の実施	継続		
				22	ゲートキーパー養成講座の受講推進	●新規		
			②職員や関係機関の対応力の向上	23	関係機関への情報提供	新規		
				24	高齢者見守り支援ネットワーク事業	継続		
				25	地域包括支援センター事業	継続		
				26	南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会	継続		
			③支援者や自殺対策従事者へのケア	27	こころのセルフケア事業	継続		
			(4)心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	①心の健康を支援するための体制整備	28	スクールソーシャルワーカーの配置・支援	継続	
					29	スクールカウンセラーの配置・活用	新規	
					30	デイケア事業	新規	
2 子ども、若者に対する自殺対策の推進、強化	(1)【重点】子ども・若者の自殺対策を更に推進する	①児童・生徒からの相談・支援の強化	31	SNS等相談事業における『連携自治体事業』	●新規	再掲		
			32	子どもなんでも相談	●新規	再掲		
			33	心理相談(教育相談・幼児相談)	継続	再掲		
			34	スクールカウンセラーの配置・活用	新規	再掲		
			35	子どもオンブズパーソン制度	●新規			
		②子育て世代への支援	36	ファミリー・アテンダント事業	●新規			
		③SOSの出し方教育の推進	37	SOSの出し方に関する教育	継続			
		④不登校の児童・生徒への支援	38	わかば教室	新規			
			39	校内登校支援教室	新規			
			40	スクールソーシャルワーカーの配置・支援	新規	再掲		
			41	子どもなんでも相談	●新規	再掲		
		42	子どもオンブズパーソン制度	●新規	再掲			
		⑤子どもの居場所づくりの推進	43	児童館事業	新規			
			44	中高生世代支援事業	新規			
		⑥ヤングケアラーへの支援	45	ヤングケアラー支援に向けた取組	新規			
		⑦虐待・性暴力対策の強化	46	デートDV出張講座	新規			
		⑧薬物乱用防止対策の強化	47	薬物乱用防止への取組(オーバードーズ・大麻等)	新規			
3 女性に対する自殺対策支援の強化	(1)【重点】女性の自殺対策を更に推進する	①妊産婦への支援の充実	48	新生児訪問指導事業および乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)	継続			
			49	母子健康手帳交付等	継続			
			50	プレママ&乳幼児健康相談	継続			
			51	妊婦訪問指導	継続			
			52	ファミリー・アテンダント事業	●新規	再掲		

5	4 労働者等への自殺対策支援の強化	(1)【重点】勤務問題による自殺対策を更に推進する		53	産婦人科・小児科オンライン健康相談	●新規	再掲
			②相談窓口の充実	54	日野市女性相談事業	新規	再掲
			③DV・性暴力対策の強化	55	日野市女性相談事業	新規	再掲
				56	被害者支援相談	新規	
			①労働相談の推進	57	就職支援セミナー等事業	継続	
				58	市民相談事業	継続	
			②連携体制の構築(市内企業との連携等)	59	商工会等との連携	●新規	
	5 様々な要因による支援が必要な方への配慮	(1)遺された人への支援を強化する	①広域連携での自死遺族等支援の強化	60	わかち合いの会等の実施	継続	
				61	自死遺族等支援事業(周知)	継続	
		(2)【重点】性的マイノリティへの支援	①相談窓口の充実	62	にじいろ相談	新規	再掲
			②当事者への支援	63	虹友カフェ	継続	
			③性的マイノリティの理解促進	64	職員研修・市民への周知・リーフレット	新規	
		(3)困りごとに応じた多角的な支援の充実を図る	①ひとり親家庭への支援の強化	65	ひとり親家庭相談	新規	再掲
				66	ひとり親家庭養育費確保サポート事業	新規	
				67	就労支援事業	新規	
				68	母子及び父子福祉資金貸付、女性福祉資金貸付	新規	
			②ひきこもりの方への支援の強化	69	ひきこもり・生活の悩み個別相談	新規	
				70	ひきこもりセミナー	新規	
				71	居場所づくり	新規	
			③障害等ある方への支援の強化	72	障害者相談支援事業	新規	再掲
				73	身体障害者、知的障害者相談員事業	新規	再掲
				74	医療的ケア児等コーディネーター事業	●新規	
			④生活困窮者への支援の強化	75	子どもの学習・生活支援	継続	
				76	高齢者見守り支援ネットワーク事業	継続	再掲
			⑤高齢者とその家族の孤独・孤立対策の強化	77	ふれあいサロン	継続	
				78	地域包括支援センター事業	継続	再掲
			⑥がん等の病気がある方への支援	79	がんに関する相談・支援団体との連携	新規	
				80	がん患者へのアピアランス支援	●新規	
			⑦被害にあわれた方の支援	81	被害者支援窓口	新規	再掲
				82	詐欺についての周知・啓発	新規	
			⑧介護者への支援の強化	83	介護離職防止への取組(ダブルケアラー・ビジネスケアラー等)	継続	
6	6 地域の力を活かした連携による自殺対策～地域自殺対策の取組の強化～	(1)民間団体との連携を強化する	①連携体制の構築(市内企業との連携等)	84	商工会等との連携	●新規	再掲
				85	生活・就労支援事業	新規	
			②地域で活動している方による見守り等支援の充実	86	民生・児童委員の活動	継続	
		(2)地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	①統計データの集積や分析による事業検討	87	自殺対策推進委員会の開催	継続	
		(3)【重点】自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	①医療機関及び近隣自治体との連携の強化	88	救急医療機関へのパンフレット設置	継続	再掲
				89	自殺未遂者支援等の検討	継続	
				90	SNS等相談事業における『連携自治体事業』	●新規	再掲
		(4)適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	①早期に病状に応じた適切な医療が地域で受けられる仕組みの構築	91	心の健康相談	新規	再掲
				92	障害者相談支援事業	新規	再掲
				93	南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会	継続	再掲

全事業 93 (内訳 新規事業 57うち再掲 19 前計画からの継続事業 36 うち再掲 5)

※新規とは …… 今回の改定において新たに追加した事業
 ※●新規とは …… 令和5年から開始されたまたは、これから始まる事業
 ※継続とは …… 前計画から引き続き行う事業
 ※再掲とは …… 複数の施策に該当する事業

身近な人の自死(自殺)による影響は、心理面だけでなく、身体面にもまた日々の生活面、さらに生き方とか価値観などにも影響が出ることはかなり知られるようになってきた。自殺対策基本法の第1条目的に、遺された親族等への支援を行うべきであることが明記され、全国的に自死遺族等への支援が普及してきたことは確実である。日野市においても、自殺対策の条例策定作業がはじまってすぐに、条例の完成を待たずに自死遺族が安心してこころのうちをわかち合う場を開設、現在に至っている。

自死遺族という表現からは、自殺により遺された家族・親族と受けとめられがちだが、影響をうけるのは家族・親族に限らず、職場や学校の友人、また恋人、婚約者や内縁の関係、さらにLGBTQなど公認されにくい間柄などを含めて多様である認識が必要である。また、虐待やDVなどにより自死者に対して否定的な感情を持つ場合もあることも忘れてはならない。正確には自死(自殺)により身近な人を亡くした人への支援とすべきであろう。そして、親やきょうだいを亡くし遺された子ども達、また30代までの若者たちへの支援が遅れがちであることも大きな課題である。

上記に述べたように、日野市自殺対策条例策定のための第1回の会議において、条例の完成を待たずに出来ることはすぐに開始して欲しいと自死遺族のつどい開催を要望した立場としては、現在に至る継続的な活動には感慨深いものを感じている。

ただ、中長期的視点からは遺族のわかち合い開催は重要なものだが、死亡直後の心理面に限らない支援も重要で令和4年に改訂となった自殺総合対策大綱には「自殺により遺された人への迅速な支援を行う～」ことが決定された。日野市独自の事業実施は難しくとも、東京都が開始した「とうきょう自死遺族総合支援窓口」の活用、そして直後から関わる可能性のある職種の人たちへの研修の充実を望みたい。

4 施策項目と事業

基本目標 1

自殺対策に必要な仕組みづくり(啓発・相談・連携・人材育成など)
～総合的な自殺対策の推進、強化～

自殺の問題は、一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る重大な問題であることについて、理解の促進を図ります。また、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声を掛け、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における一人ひとりの役割等、意識が共有されるよう、連携しながら周知啓発を行っていきます。

施策の方向性 社会全体の自殺リスクを低下させる

施策 相談窓口の充実、窓口等での見守り等支援

1. 福祉の初期総合相談窓口事業
2. 子どもなんでも相談
3. 心理相談(教育相談・幼児相談)
4. 日野市女性相談事業
5. にじいろ相談
6. 人権身の上相談
7. ひとり親家庭相談
8. 障害者相談支援事業
9. 身体障害者、知的障害者相談員事業
- 10.消費生活相談
11. 心の健康相談

施策 SNS等を活用した相談事業

- 12.SNS 等相談事業における『連携自治体事業』
- 13.産婦人科・小児科オンライン健康相談

施策 相談窓口の周知、支援情報の提供

- 14.相談窓口案内 啓発用品の作成
- 15.救急医療機関へのパンフレット設置
- 16.相談窓口パンフレット等の設置

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
1	福祉の初期総合相談窓口事業	各種相談を総合的に受け、早期のつなぎと対応に努めるとともに、関係機関と連携した支援を行う。	引き続き定期的な広報掲載、リーフレット配布等を行い、福祉の初期総合相談窓口事業について、市民の認知度向上と相談がしやすい環境の充実を図る。	継続	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
2	子どもなんでも相談	子どもに関するあらゆる相談を受け付け、助言や伴走をし、必要な専門機関につなげる。同時に事業創設される子どもオンブズパーソン制度の相談の入り口機能も兼ねる。	相談の敷居が低くなるよう常に改善していくことで、子どもが悩みを一人で抱えないように努めていく。	●新規	子ども部	子ども家庭支援センター
3	心理相談（教育相談・幼児相談）	詳細な子どもの状況を把握するための心理士による相談。発達面や情緒面でのアセスメントをおこない、適切な支援へつなぐ。	必要な時に相談が受けられるような体制を整える。	継続	子ども部 教育部	発達・教育支援課
4	日野市女性相談事業	自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性のこと、夫やパートナーからの暴力、不安なことについて相談員が話を聞く。相談は予約制で、電話または面接にて1回50分間。性別・セクシャリティ・年齢は問わない。	相談の中で必要な支援を洗い出し、丁寧な合意形成を得ながら、関係機関と連携した支援が展開できている。	新規	企画部	平和と人権課
5	にじいろ相談	多様な性や、性的指向、性自認などのセクシュアリティについての悩みを相談員が聞く。相談は予約制で、電話または面接にて1回50分間。性別・セクシャリティ・年齢は問わない。	相談を受けられる体制を維持していく。	新規	企画部	平和と人権課
6	人権身の上相談	学校や職場で、いじめやハラスメントを受けたなどの悩みや人権問題について、人権擁護員が相談に応じる。相談は予約制で、面接にて1回40分間。性別・セクシャリティ・年齢は問わない。	相談を受けられる体制を維持していく。	新規	企画部	平和と人権課
7	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の父又は母を対象に、ひとり親家庭の就労、家計、資格取得に関すること等の困りごとの相談を母子・父子自立支援員が受ける。	ひとり親家庭の実状に合ったきめ細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取り、必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター

8	障害者相談支援事業	障害がある市民に対し、障害者総合支援法に基づく市が実施する地域生活支援事業の一つ。初期相談から障害福祉サービス支給の案内などを実施。	基幹相談支援センターの設置など、機能強化に向けて検討する。	新規	健康福祉部	障害福祉課
9	身体障害者、知的障害者相談員事業	障害がある当事者又は当事者の家族からの相談を、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく相談員（市から委嘱）が受ける事業。市民からの相談を随時受けられる体制を整備している。	毎年、連絡会を実施し、事業の在り方を検討していく。	新規	健康福祉部	障害福祉課
10	消費生活相談	消費生活センターへ相談のあった各種相談を精査し、状況に応じて、関係機関と連携した支援を行う。	引き続き相談者の内容に気を付けて必要な場合には他機関につなぐ。	継続	企画部	地域協働課
11	心の健康相談	市の保健師が、開庁時に電話・窓口で健康相談を受けている。相談内容に応じて適切な機関につなぐ。	心身に悩みがある時の相談窓口として周知を行い、相談体制を維持する。	新規	健康福祉部	健康課
12	SNS等相談事業における『連携自治体事業』	生きづらさや生活のしづらさ等の課題を抱えた人の問題を解決するため、協定を結んだ事業者と連携しSNS等で相談を受ける。若年層が普段から使っているSNSを活用し、相談の間口を広げる。	些細なことでも相談できることを多くの人に知ってもらい、少しでも心の負担を軽くする。	●新規	健康福祉部	健康課
13	産婦人科・小児科オンライン健康相談	妊娠、出産、育児等のほか、若年者の予期せぬ妊娠などについて、産婦人科医・小児科医・助産師に24時間オンライン上で妊娠や出産、育児等で不安や悩みを相談することで負担軽減を図る。また、自殺等リスクの高い方の早期発見することで早期支援、関係機関との連携を図る。	事業の有用性を検証しつつ、委託事業者、関係部署及び関係機関との連携を図る。	●新規	子ども部	子ども家庭支援センター

14	相談窓口案内啓発用品の作成	相談窓口の電話番号が印字された啓発用品を作成し、市民向け講座等で配布し周知する。蛍光ペンなど手元におきやすいものを選ぶ。	どこに相談したらいいのかわからないことがないように、周知を強化する。	継続	健康福祉部	健康課
15	救急医療機関へのパンフレット設置	通院中や緊急搬送された本人及び家族が、適切なサービスを利用できるよう、相談窓口の案内などを紹介する。	紙媒体だけではなく、デジタル媒体でも案内できるように検討する。	継続	市立病院健康福祉部	市立病院健康課
16	相談窓口パンフレット等の設置	相談先の情報や各種福祉窓口などを紹介するリーフレットを本庁舎内や図書館・児童館などに配布する。紙面だけではなく、デジタル配信も検討。	どこに相談したらいいのかわからないことがないように、周知を強化する。	継続	健康福祉部	健康課

事業NO:12 SNS等相談事業における『連携自治体事業』

日野市は令和5年9月27日に、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクとSNS等相談事業における「連携自治体事業」の協定を締結しました。

この協定は、自殺のリスクを抱えた方の、生きづらさや生活のしづらさの課題解決に向け、若年層でもアクセスしやすいSNSやメール等を活用し相談・支援を行います。

近年、子ども、若者、女性の自殺者が増えています。全国の小中高校生の自殺者は、令和4年に514人と過去最多となっており、早急な対応が迫られています。そのため、このSNS等相談事業を活用し、子ども、若者、女性に対して支援を強化します。

SNSの相談は、厚生労働省から出ている令和4年4月～令和5年3月分SNS相談事業の実施結果によると、年齢別で19歳以下及び20歳代を合わせると全体の約6割を、男女別でみると女性が8割を占めています。

生きづらさを抱えている、誰かに聞いてほしい、学校で友達とうまくいかない、いじめられている、生活が苦しい、消えてしまいたい…。このような悩みを抱えている方は、

#(ハッシュタグ)いのちSOSで、あなたの気持ちを聞かせてください。

※自殺ハイリスク者へは、別途用意している相談窓口案内カードを直接手渡し、相談・支援に繋がります。

相談窓口案内カード→



相談の流れ

1

SNS・電話・メール等から相談へ

2

ライフリンク相談員が対応

3

相談内容から、日野市と繋ぎ支援した方がよいと判断した場合、本人同意を取る

4

ライフリンクと情報共有を行い、日野市で支援開始。関係課と調整を行う

5

市での対応終了後、ライフリンクへ状況報告

施策の方向性 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

施策 市民への情報発信、啓発事業の充実

- 17. 図書館における啓発
- 18. 市民啓発事業(自殺対策)
- 19. 心の健康に関する出前事業
- 20. 自殺対策啓発事業「いのちの学校」

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
17	図書館における啓発	図書館各館では、毎月テーマを定めて本の展示を行っている。市の各部署と連携してテーマを定めることもあり、健康課と連携して「自殺防止」をテーマに9月と3月に自殺防止に関する展示を行い、啓発活動を行う。	継続して実施する。展示の際は、健康課と内容を決める。啓発用のチラシ等も配布できるようにする。	継続	教育部	図書館
18	市民啓発事業(自殺対策)	生きづらさや生活のしづらさ等を抱えている市民に対し、自己啓発や講演を行いながら、必要に応じて適切な相談窓口を案内する。また、自殺の実態や防止に関する取組についても普及啓発を行う。	この事業をきっかけに、自殺対策について意識し、自分や周囲の人達の様子に気づき、適切な場所に繋ぎ、見守ることができる人材を増やす。	継続	健康福祉部	健康課
19	心の健康に関する出前事業	保健師が地域に出向き、身体の健康だけではなく、心の健康についても健康教育や周知啓発を行う。	この事業をきっかけに、悩み等を抱えたときの対処方法や、相談窓口が分かるようにする。	継続	健康福祉部	健康課
20	自殺対策啓発事業「いのちの学校」	市内中学校で、ご遺族の講演やパネル展示を行い命の大切さについての授業を行う。心の健康に関するセルフケアができることを目標とする。	親子や地域の方といのちについて話せるような機会を設けられるようにする。	継続	健康福祉部	健康課

施策の方向性 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

施策 ゲートキーパーの養成

- 21. 職員研修の実施
- 22. ゲートキーパー養成講座の受講推進

施策 職員や関係機関の対応力の向上

- 23. 関係機関への情報提供
- 24. 高齢者見守り支援ネットワーク事業
- 25. 地域包括支援センター事業
- 26. 南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会

施策 支援者や自殺対策従事者へのケア

27. こころのセルフケア事業

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
21	職員研修の実施	職員に対してのゲートキーパー研修。 初級：全職員対象で、自殺の現状や、気づき・声掛けを学ぶ。 中級：相談援助業務を行っている職員を中心に、ロールプレイなどを行いながら対応方法を学ぶ。	今後5年で全職員がゲートキーパー研修を受けられるようにする。	継続	健康福祉部	健康課
22	ゲートキーパー養成講座の受講推進	市内の小・中学校の教員を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、自殺予防に対する知識・技能を身に付ける。	若手教員育成研修に位置付け、毎年実施し、学校内のゲートキーパーを増やし、児童・生徒の自殺予防につなげる。	●新規	健康福祉部 教育部	健康課 教育指導課
23	関係機関への情報提供	自殺対策の取組や傾向を広く周知し、意識できるようにする。	自殺対策実施担当課ではない、部署・職員も相談先や繋ぎ先を分かるようにする。	●新規	健康福祉部	健康課
24	高齢者見守り支援ネットワーク事業	市に登録している地域の協力者の方々等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	見守り推進員を増やす。	継続	健康福祉部	高齢福祉課
25	地域包括支援センター事業	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることにより、困難な状況に陥った高齢者の早期発見と対応に努めるとともに、関係機関と連携しての活動を円滑に行う。	高齢者や家族からの相談に柔軟、臨機応変に対応する。	継続	健康福祉部	高齢福祉課
26	南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会	南多摩医療圏での研修や意見交換等を行い、近隣市と情報共有を行いながら連携を強化する。	他市で行っている研修や講演など圏域内で受けられる体制をつくる。	継続	健康福祉部	健康課
27	こころのセルフケア事業	市の職員や民間団体、介護者など事例検討等を行いながら気持ちを共有し、支援者の心の健康を維持する。	支援者のストレスを少しでも軽減できるようセルフケアに努める。また、支援者の周囲も早期に兆候を把握できるようにする。	継続	健康福祉部	健康課

施策の方向性 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

施策 心の健康を支援するための体制整備

28. スクールソーシャルワーカー配置・支援

29. スクールカウンセラーの配置・活用

30. デイケア事業

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
28	スクールソーシャルワーカーの配置・支援	学校等からの依頼によりスクールソーシャルワーカーを派遣し、不登校等の課題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけを行い、福祉関係機関等とのネットワークも活用して学校の支援体制の充実と課題解決への対応を図る。	・毎月、校内委員会に参加し、課題を抱えた児童・生徒への対応ができています。 ・1中学校区に1人のスクールソーシャルワーカーを配置する。	継続	子ども部 教育部	発達・教育 支援課
29	スクールカウンセラーの配置・活用	心理士が不安や困りごとを抱える児童やその保護者との面接や、対象児童・生徒の集団におけるアセスメントや教職員に対するコンサルテーションを行う。	全校でスクールカウンセラーの相談が、定期的に受けられる状況を維持する。	新規	子ども部 教育部	発達・教育 支援課 教育指導課
30	デイケア事業	回復途上にある在宅の精神障害者を対象に、対人関係の改善、生活習慣の習得及び社会生活への適応を促すことを目的に集団生活に係る指導訓練等の事業（デイケア事業）を行う。	精神障害者等支援協議会などでも、事業の効果などを共有していく。	新規	健康福 祉部	障害福祉課

基本目標 2

子ども、若者に対する自殺対策の推進、強化

平成30年以降、全国の小中高生の自殺者が増え、令和4年の全国の小中高生の自殺者数は過去最多となり、若年層への自殺対策が課題となっています。自殺対策基本法に、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に児童・生徒・若者への自殺対策の更に推進します。

施策の方向性 (重点)子ども・若者の自殺対策を更に推進する

施策 児童・生徒からの相談・支援の強化

- 31. SNS 等相談事業における『連携自治体事業』 【再掲】
- 32. 子どもなんでも相談 【再掲】
- 33. 心理相談(教育相談・幼児相談) 【再掲】
- 34. スクールカウンセラーの配置・活用 【再掲】
- 35. 子どもオンブズパーソン制度

施策 子育て世代への支援

- 36. ファミリー・アテンダント事業

施策 SOSの出し方教育の推進

- 37. SOSの出し方に関する教育

施策 不登校の児童・生徒への支援

- 38. わかば教室
- 39. 校内登校支援教室
- 40. スクールソーシャルワーカーの配置・支援 【再掲】
- 41. 子どもなんでも相談 【再掲】
- 42. 子どもオンブズパーソン制度 【再掲】

施策 子どもの居場所づくりの推進

- 43. 児童館事業
- 44. 中高生世代支援事業

施策 ヤングケアラーへの支援

- 45. ヤングケアラー支援に向けた取組

施策 虐待・性暴力対策の強化

- 46. デート DV 出張講座

施策 薬物乱用防止対策の強化

- 47. 薬物乱用防止への取組(オーバードーズ・大麻等)

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
31	SNS等相談事業における『連携自治体事業』*再掲	生きづらさや生活のしづらさ等の課題を抱えた人の問題を解決するため、協定を結んだ事業者と連携しSNS等で相談を受ける。若年層が普段から使っているSNSを活用し、相談の問口を広げる。	些細なことでも相談できることを多くの人に知ってもらい、少しでも心の負担を軽くする。	●新規	健康福祉部	健康課
32 41	子どもなんでも相談*再掲	子どもに関するあらゆる相談を受け付け、助言や伴走をし、必要な専門機関につなげる。同時に事業創設される子どもオンブズパーソン制度の相談の入り口機能も兼ねる。	相談の敷居が低くなるよう常に改善していくことで、子どもが悩みを一人で抱えないように努めていく。	●新規	子ども部	子ども家庭支援センター
33	心理相談（教育相談・幼児相談）*再掲	詳細な子どもの状況を把握するための心理士による相談。発達面や情緒面でのアセスメントをおこない、適切な支援へつなぐ。	必要な時に相談が受けられるような体制を整える。	継続	子ども部 教育部	発達・教育支援課
34	スクールカウンセラーの配置・活用*再掲	心理士が不安や困りごとを抱える児童やその保護者との面接や、対象児童・生徒の集団におけるアセスメントや教職員に対するコンサルテーションを行う。	全校でスクールカウンセラーの相談が、定期的に受けられる状況を維持する。	新規	子ども部 教育部	発達・教育支援課 教育指導課
35 42	子どもオンブズパーソン制度	子どもを取り巻く様々な問題の相談に応じ、解決方法の助言や権利侵害から子どもを救済する。	令和6年5月末から制度開始予定。子どもなんでも相談と連携しながら実施。併せて制度の周知を行う。	●新規	健康福祉部	福祉政策課
36	ファミリー・アテンドメント事業	子育てに不安や悩みを抱える未就学児のいる家庭（主に0歳児）に対し、寄り添い支援を行う。民生児童委員が赤ちゃん訪問にて地域資源の紹介やニーズの聞き取りを行う。希望する世帯にはボランティアが傾聴等の寄り添い支援を行う。	不安の多い乳幼児の子育て中の家庭が孤立せず安心感をもって子育てできるような伴走型支援の体制を構築する。	●新規	子ども部 健康福祉部	子ども家庭支援センター 福祉政策課
37	SOSの出し方に関する教育	市内小中学校の児童生徒が、今起きている危機的状況と、将来起こるかもしれない危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出せるようにする。	信頼できる大人を見つけられるようにする。身近にいる大人も、子どもたちに信頼してもらえるように関係を構築する。	継続	健康福祉部 教育部	健康課 教育指導課

38	わかば教室	学校に通うことが難しい児童生徒のための学びの場・居場所。一人ひとりに合わせた個別学習や相談等を行う。オンラインで参加できる「オンラインわかば教室」も実施。	わかば教室の指導内容の充実を目指す。不登校の相談体制を整える。	新規	教育部	教育センター
39	校内登校支援教室	学校には行けるが、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせリラックスしたい時に利用できる在籍校内の空き教室を利用した居場所。学習等のサポートも行っている。	・中学校全8校に設置 ・希望する小学校に設置	新規	教育部	教育指導課
40	スクールソーシャルワーカーの配置・支援 *再掲	学校等からの依頼によりスクールソーシャルワーカーを派遣し、不登校等の課題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけを行い、福祉関係機関等とのネットワークも活用して学校の支援体制の充実と課題解決への対応を図る。	・毎月、校内委員会に参加し、課題を抱えた児童・生徒への対応ができています。 ・1中学校区に1人のスクールソーシャルワーカーを配置する。	継続	子ども部 教育部	発達・教育支援課
43	児童館事業	市内全10館の児童館は安全安心な居場所であると共に、子どもや子育てに関する悩みなどいつでも相談できる。	0歳から18歳までの児童とその保護者の居場所として、引続き相談受付や情報発信を行っていく。	新規	子ども部	子育て課
44	中高生世代支援事業	中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行う。	中学卒業後の子どもたちを継続的に支援することにより、これまで見逃してきたであろう様々な課題を抱えた中高生世代を社会から取りこぼさないようにし、将来的な自立に結び付ける。	新規	子ども部	子ども家庭支援センター
45	ヤングケアラー支援に向けた取組	家族のケアを担うヤングケアラー支援のための検討を各関係部署・機関と共に行う。(実態把握や関係機関との意見交換、認知度向上に向けた周知啓発、支援の方向性の検討)	①「ヤングケアラー支援のための基本的な考え方」の策定 ②認知度向上・理解促進のための取組 ③相談体制の充実 ④ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築 ⑤各分野の行政計画等へのヤングケアラー支援の視点を取り入れる。	新規	健康福祉部	福祉政策課

46	デートDV出張講座	未然に若年層のDVを防止するため、市内の中学3年生を対象に、デートDVに関する講座を実施。	啓発及び講座の効果によるストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの絶対数の減少。若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。	新規	企画部	平和と人権課
47	薬物乱用防止への取組（オーバードーズ・大麻等）	児童・生徒や保護者の薬物への理解を深め、薬物乱用防止を図るため、薬物乱用防止指導普及啓発事業の実施。	青少年を薬物乱用の被害から守り、健全な育成が図られている。	新規	健康福祉部	健康課

事業NO:32・35 子どもなんでも相談・子どもオンブズパーソン制度

日野市は令和 6 年 5 月 27 日(予定)の子ども包括支援センターみらいくの開所にあわせて、「子どもなんでも相談事業」を開始いたします。

日野市に在住・在学・在勤の 0 歳から概ね 20 歳までの方や子育て中の保護者、妊産婦の方等のあらゆるご相談をお受けいたします。

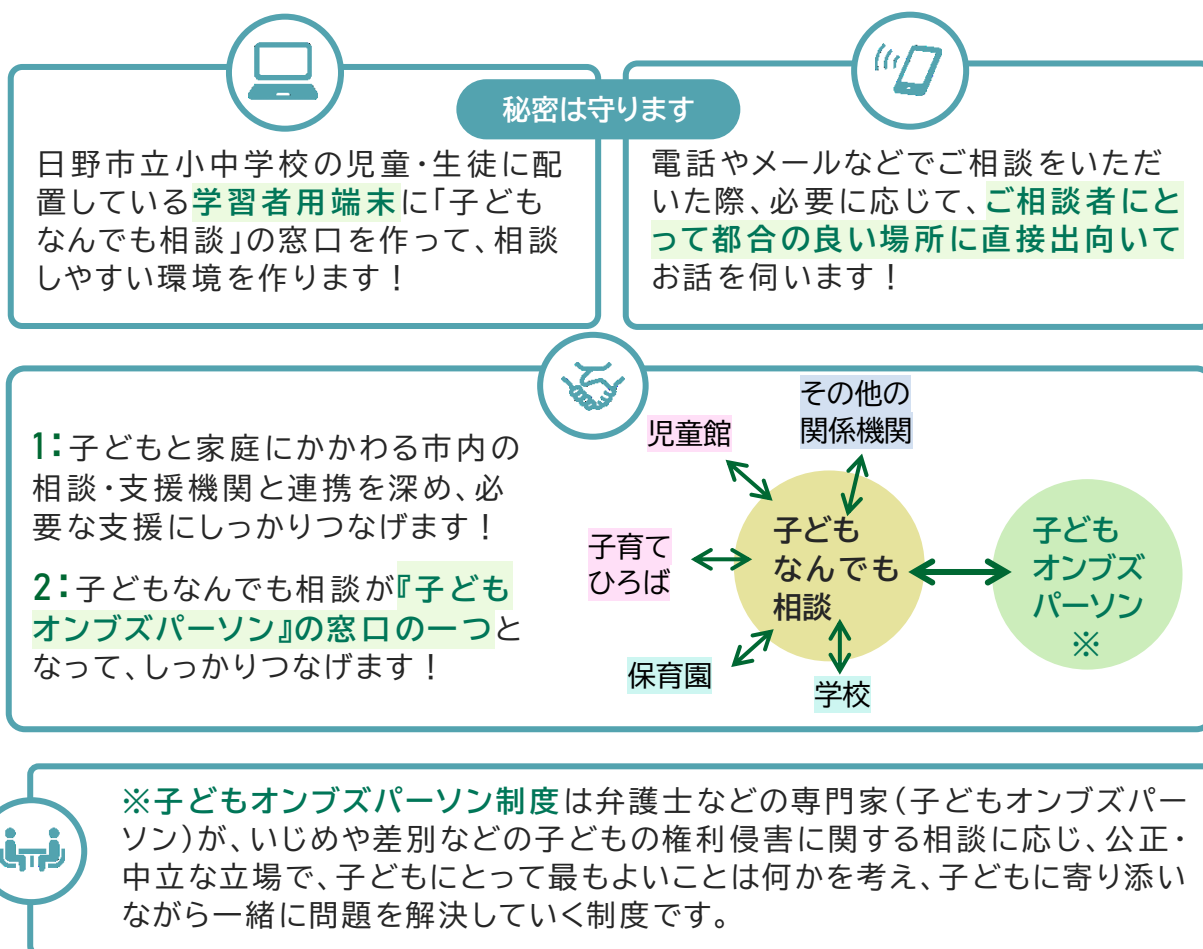
相談をお受けする場所もみらいくや児童館などの相談室、ご自宅その他ご希

望の場所に出向きます。またご相談いただいた内容はすべて個人情報としてしっかり守ります。

ご相談は真摯に受け止め、一緒に考え、ご希望に応じて必要な部署につなぎ、解決を進めてまいります。

さらに、子どもなんでも相談は、「子どもオンブズパーソン」制度の最初の相談窓口として、子どもの人権を守る機能も果たしてまいります。

- 対象 日野市に在住・在学・在勤の 児童(0歳から概ね 20 歳)、妊産婦、子育て中の保護者、子どもにかかわる方 等
- 相談内容 家族関係、友だち関係、学校関係、育児やしつけなど子どもと保護者に関するあらゆる相談
- 相談日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始除く
木曜日のみ 9:00～19:00
- 相談方法 来所「みらいく」や各所で面談、電話やメール、訪問など
- 連絡先 電話 決まり次第お伝えします。
E-mail miraiku@city.hino.lg.jp



基本目標 3

女性に対する自殺対策支援の強化

日野市における、女性の自殺者数は令和3年から令和4年に倍以上となりました。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、支援を強化していきます。

施策の方向性 (重点)女性の自殺対策を更に推進する

施策 妊産婦への支援の充実

- 48. 新生児訪問指導事業および乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）
- 49. 母子健康手帳交付等
- 50. プレママ・乳幼児健康相談
- 51. 妊婦訪問指導
- 52. ファミリー・アテンダント事業 【再掲】
- 53. 産婦人科・小児科オンライン健康相談 【再掲】

施策 相談窓口の充実

- 54. 日野市女性相談事業 【再掲】

施策 DV・性暴力対策の強化

- 55. 日野市女性相談事業 【再掲】
- 56. 被害者支援相談

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
48	新生児訪問指導事業および乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	新生児訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問といった、乳児を抱える保護者との接触機会のある事業を活用し、育児に不安を抱えるなど自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、個々の状況に応じた支援を関係部署及び関係機関と連携して行う。	訪問指導割合100%を目標に関係部署及び関係機関と連携し支援を行う。	継続	子ども部	子ども家庭支援センター
49	母子健康手帳交付等	母子健康手帳交付や妊婦面接、妊婦健康診査などの機会を捉え、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係部署及び関係機関と連携して支援を行う。	妊婦面接実施率100%を目標に、要支援妊婦等に対し関係部署及び関係機関と連携し支援を行う。	継続	子ども部	子ども家庭支援センター

50	プレママ＆乳幼児健康相談	専門職が妊婦や子育て中の保護者へ個別相談を実施することで、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係部署及び関係機関と連携して支援を行う。	専門職が妊婦や子育て中の保護者に個別相談を実施し、要支援者に対する支援の充実を図る。	継続	子ども部	子ども家庭支援センター
51	妊婦訪問指導	妊娠届時の保健師等による面接をきっかけに、訪問による寄り添い支援で妊娠期から妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどの解消に努め、切れ目ない支援の充実を図る。	令和6年度に、みらいくに事務所を移転し場所的にも機能的にも子ども家庭支援センター内の各係が一緒になることで、妊産婦への伴走が充実している。	継続	子ども部	子ども家庭支援センター
52	ファミリー・アテンドメント事業 ＊再掲	子育てに不安や悩みを抱える未就学児のいる家庭（主に0歳児）に対し、寄り添い支援を行う。民生児童委員が赤ちゃん訪問にて地域資源の紹介やニーズの聞き取りを行う。希望する世帯にはボランティアが傾聴等の寄り添い支援を行う。	不安の多い乳幼児の子育て中の家庭が孤立せず安心感をもって子育てできるような伴走型支援の体制を構築する。	●新規	子ども部健康福祉部	子ども家庭支援センター福祉政策課
53	産婦人科・小児科オンライン健康相談 ＊再掲	妊娠、出産、育児等のほか、若年者の予期せぬ妊娠などについて、産婦人科医・小児科医・助産師に24時間オンライン上で妊娠や出産、育児等で不安や悩みを相談することで負担軽減を図る。また、自殺等リスクの高い方の早期発見することで早期支援、関係機関との連携を図る。	事業の有用性を検証しつつ、委託事業者、関係部署及び関係機関との連携を図る。	●新規	子ども部	子ども家庭支援センター
54 55	日野市女性相談事業 ＊再掲	自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性のこと、夫やパートナーからの暴力、不安なことについて相談員が話を聞く。相談は予約制で、電話または面接にて1回50分間。性別・セクシャリティ・年齢は問わない。	相談の中で必要な支援を洗い出し、丁寧な合意形成を得ながら、関係機関と連携した支援が展開できている。	新規	企画部	平和と人権課
56	被害者支援相談	被害に合われた方や、そのご遺族等の相談・支援を行い、精神的負担を軽減する。	犯罪や災害の被害にあわれた方へのきめ細やかな支援を行うため、他課や関係機関との連携を深めるとともに、必要な研修を受けて相談体制を更に充実する。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター

基本目標 4

労働者等への自殺対策支援の強化

日野市の自殺者は、働き盛りの世代(30～50代)の男性が多いと分析されています。そのため、仕事や労務問題に特化した相談窓口の案内や、市内企業や商工会等と連携し、必要な情報を提供できるよう周知・啓発を行います。

施策の方向性 (重点)勤務問題による自殺対策を更に推進する

施策 労働相談の推進

57. 就職支援セミナー等事業

58. 市民相談事業

施策 連携体制の構築(市内企業との連携等)

59. 商工会等との連携

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
57	就職支援セミナー等事業	就職面接会・就労支援セミナー等をハローワークやしごとセンターとの共催により実施。	引き続き関係機関と連携し、多世代・多様な対象者に向けた就業セミナー、面接会等のイベントを実施していく。	継続	産業スポーツ部	産業振興課
58	市民相談事業	法律・労働等に関する悩みごとを、専門家(弁護士、社会保険労務士等)が窓口及び電話で受ける。法律相談も定期的に行う。	「年金・社会保険・労務相談」の利用が少なく周知・PRの機会の創出に努めながら利用促進を図る。	継続	企画部	市長公室
59	商工会等との連携	商工会等と連携し、市内中小企業に対して、相談先や日野市の取組について情報提供を行う。	市内の事業者が、自殺対策の取組について把握している。	●新規	産業スポーツ部 企画部 健康福祉部	産業振興課 企画経営課 健康課

基本目標 5

様々な要因による支援が必要な方への配慮

身近な方を自殺により亡くされ遺された方や、性的マイノリティの方、生きづらさを抱えた方等へ、孤立を防ぐための居場所づくりや、困りごとに応じた相談体制を更に推進していきます。

施策の方向性 遺された人への支援を強化する

施策 広域連携での自死遺族等支援への支援の強化

- 60. わかち合いの会等の実施
- 61. 自死遺族等支援事業(周知)

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
60	わかち合いの会等の実施	家族や友人など、身近な人を自死(自殺)で失った方がつどい、それぞれの体験や気持ちを安心して語り合い、聴き合う場であるわかち合いの会等を、多摩市と連携して開催。	わかち合いの会等が、遺族等の方にとっての安心した居場所となるよう、工夫を続けながら継続していく。	継続	健康福祉部	健康課
61	自死遺族等支援事業(周知)	死亡届時に配布する手続き案内に、自死遺族支援についての情報を掲載する。定期的に広報等でも周知する。	このような場があることを知らない遺族等がいらないよう積極的な周知を進める。	継続	健康福祉部	健康課

施策の方向性 (重点)性的マイノリティへの支援

施策 相談窓口の充実

- 62. にじいろ相談

【再掲】

施策 当事者への支援

- 63. 虹友カフェ

施策 性的マイノリティの理解促進

- 64. 職員研修・市民への周知・リーフレット

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
62	にじいろ相談 *再掲	多様な性や、性的指向、性自認などのセクシュアリティについての悩みを相談員が聞く。相談は予約制で、電話または面接にて1回50分間。性別・セクシュアリティ・年齢は問わない。	相談を受けられる体制を維持していく。	新規	企画部	平和と人権課
63	虹友カフェ	性別に違和感がある、同性が好きなどのLGBTや、そうかもしれないと感じている方、あるいはその家族や友人向けに、話や友達作りができる居場所。予約不要で入退室も自由。	居場所事業として虹友カフェを実施する。	継続	企画部	平和と人権課
64	職員研修・市民への周知・リーフレット	市職員、教職員への研修を実施し、性的マイノリティに関する理解を深める。児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。市民向けには多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進のため、リーフレットの作成などを通じて情報提供を行い、相談体制を整備。	市民や職員、市内の児童や生徒に性的マイノリティへの理解を広げる。	新規	企画部	平和と人権課

施策の方向性 困りごとに応じた多角的な支援の充実を図る

施策 ひとり親家庭への支援の強化

- 65. ひとり親家庭相談 【再掲】
- 66. ひとり親家庭養育費確保サポート事業
- 67. 就労支援事業
- 68. 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金貸付

施策 ひきこもりの方への支援の強化

- 69. ひきこもり・生活の悩み個別相談
- 70. ひきこもりセミナー
- 71. 居場所づくり

施策 障害等ある方への支援の強化

- 72. 障害者相談支援事業 【再掲】
- 73. 身体障害者、知的障害者相談員事業 【再掲】
- 74. 医療的ケア児等コーディネーター事業

施策 生活困窮者への支援の強化

- 75. 子どもの学習等支援

施策 高齢者とその家族の孤独・孤立対策の強化

- 76. 高齢者見守り支援ネットワーク事業 【再掲】

77. ふれあいサロン

78. 地域包括支援センター事業

【再掲】

施策 がん等の病気がある方への支援

79. がんに関する相談・支援団体との連携

80. がん患者へのアピアランス支援

施策 犯罪被害者の支援

81. 被害者支援相談

82. 詐欺についての周知・啓発

施策 介護者への支援の強化

83. 介護離職防止への取組

(ダブルケアラー・ビジネスケアラー等)

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
65	ひとり親家庭相談 *再掲	ひとり親家庭の父又は母を対象に、ひとり親家庭の就労、家計、資格取得に関すること等の困りごとの相談を母子・父子自立支援員が受ける。	ひとり親家庭の実状に合ったきめ細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取り、必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
66	ひとり親家庭養育費確保サポート事業	子どもの健やかな成長と、安定した生活に必要な無料弁護士相談や、公正証書作成手数料、調停・裁判の費用等を助成。	弁護士無料相談後も母子・父子自立支援員が相談者の状況を把握し、養育費確保することにより経済的にも安定した生活を送ることが出来るよう伴走支援していく。補助金の対象となる方が申請できるよう周知を行う。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
67	就労支援事業	ひとり親で就職、転職や収入増を目指す方に対し、母子・父子自立支援員が相談支援及び巡回ハローワークとの連携を行う。	母子・父子自立支援員は就労活動に関する情報やツールについて相談者に提供できるよう研修等行う。また、資格取得による就職などに繋がるようセーフティネットコールセンターで実施する高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の利用を促していく。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
68	母子及び父子福祉資金貸付、女性福祉資金貸付	20歳未満の子どもを養育する母子家庭の母または父子家庭の父と親、子、兄弟姉妹を扶養する配偶者がいない女性(詳細な条件あり)に対し、経済的な自立のために必要とする資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資金等)を行う。	資金を必要とする方に母子及び父子福祉資金・女性福祉資金福祉資金として各種資金について相談者の状況に則した貸付を実施する。また、償還についても継続して相談を受けていく。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター

69	ひきこもり・生活の悩み個別相談	ひきこもり等の悩みを抱える当事者・ご家族・支援者等に対し個別相談を行う。	ひきこもり等の悩みを抱えた方が、安心して相談できる場所がある事を知り、相談できる体制を継続する。(年 16 回)	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
70	ひきこもりセミナー	ひきこもり状態に関するセミナーを行う。	当事者や家族・支援者に対し、効果的なテーマや、市民のひきこもりへの理解が進むようなテーマを検討し充実したセミナーを開催する。(年 2 回)	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
71	居場所づくり	ひきこもり等生きづらさを抱える方のための居場所「たきあいあい」等を提供する。	安全・安心なコミュニケーションが体験できる居場所となるように関係者とともに事業の展開を図っていく。(年 96 回)	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
72	障害者相談支援事業 *再掲	障害がある市民に対し、障害者総合支援法に基づく市が実施する地域生活支援事業の一つ。初期相談から障害福祉サービス支給の案内などを実施。	基幹相談支援センターの設置など、機能強化に向けて検討する。	新規	健康福祉部	障害福祉課
73	身体障害者、知的障害者相談員事業 *再掲	障害がある当事者又は当事者の家族からの相談を、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく相談員(市から委嘱)が受ける事業。市民からの相談を随時受けられる体制を整備している。	毎年、連絡会を実施し、事業の在り方を検討していく。	新規	健康福祉部	障害福祉課
74	医療的ケア児等コーディネーター事業	医療的ケア児等に関する相談を受け、医療・福祉・保健・子育て・保育・教育等にまたがるサービスを総合調整し、関係機関に繋いで必要な情報提供や助言を行うコーディネーターを設置する。(R6 年度～)	毎年 2 回実施する、医療的ケア児等支援協議会において事業実施の経過を確認し、見直しを含めて検討していく。	●新規	健康福祉部	障害福祉課
75	子どもの学習・生活支援	生活困窮家庭の子どもに対する学習・居場所支援を提供する。	生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業が利用しやすい、より充実したものとなるよう、引き続き関係機関との連携強化を行うとともに増設(全中学校区への設置)についても検討を続けていく。	継続	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
76	高齢者見守り支援ネットワーク事業 *再掲	市に登録している地域の協力者の方々が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	見守り推進員を増やす。	継続	健康福祉部	高齢福祉課
77	ふれあいサロン	サロンを主催している関係者にゲートキーパー研修を行うことで、相談等を受ける際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関と情報を共有し、適切なつなぎを行う。	サロン活動の中で気になる人がいたら連絡をしてもらうよう周知する。	継続	健康福祉部	高齢福祉課

78	地域包括支援センター事業 *再掲	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることにより、困難な状況に陥った高齢者の早期発見と対応に努めるとともに、関係機関と連携しての活動を円滑に行う。	高齢者や家族からの相談に柔軟、臨機応変に対応する。	継続	健康福祉部	高齢福祉課
79	がんに関する相談・支援団体との連携	がんに関する正しい理解の促進や、がん患者及び家族が孤立しないための相談窓口等を紹介する。	がんとの共生の中で必要な情報にアクセスしやすい環境を作る。	新規	健康福祉部	健康課
80	がん患者へのアピアランス支援	がん患者が治療を受けながら、自分らしい社会生活ができるよう支援する。	がん患者が社会生活を送る上で、経済的支援の一助となっている。	●新規	健康福祉部	健康課
81	被害者支援相談 *再掲	被害に合われた方や、そのご遺族等の相談・支援を行い、精神的負担を軽減する。	犯罪や災害の被害にあわれた方へのきめ細やかな支援を行うため、他課や関係機関との連携を深めるとともに、必要な研修を受けて相談体制を更に充実する。	新規	健康福祉部	セーフティネットコールセンター
82	詐欺についての周知啓発	街頭キャンペーンや防犯講話等様々な機会を通じ、被害防止等防犯情報の発信や注意喚起を実施。	市民の防犯意識を向上させ、詐欺被害をはじめとする犯罪や事故による被害を減少させる。	新規	総務部	防災安全課
83	介護離職防止への取組(ダブルケアラー・ビジネスケアラー等)	社会機運の醸成。相談及び啓発を行う。	支援制度の周知が促進されている。	新規	健康福祉部	介護保険課

事業NO:71 居場所づくり

居場所とはなにか？

「生きていることがつらい・・・」と感じたことはありますか？

自殺に至る要因は複合的ですが、中でも孤立・孤独の問題は多くの方に共通しています。“福祉の初期総合相談窓口”セーフティネットコールセンターでは、ひきこもりの状態で悩んでいる方や生きづらさを抱える方等の相談を受ける中で、自分らしく過ごすことのできる「居場所」の必要性を感じています。

「居場所」とは家や学校・職場以外に居てもいい場所。ありのままの自分で居られる場所、そして、人と人、人と地域がつながり、孤立を解消することができる場所です。

日野市には様々な居場所が生まれています。

たきあいあい

西平山にある一軒家が、「たきあいあい」として生まれ変わりました。ひきこもり等により、生きづらさを感じ、居場所を求めている当事者やご家族が安心して過ごすことのできる居場所であり、社会との交流を行う地域の拠点です。

地域の方も利用することができ、大人も子どもも自分らしく過ごすことのできる地域に根ざした場です。

たとえば・・・人とつながり、まちを元気にする、健康とウェルビーイングのための活動をしている「コミュニティナース」、不登校の子どもと保護者の居場所「MYBASE」等が活動しています。



いっぱく

旭ヶ丘地区センターを拠点に生きづらさを感じる方の居場所を不定期で開催しています。つらさを話すことができる場です。

ドレミの部屋

日野市社会福祉協議会にて、(ド)どんな人でも(レ)連結していく(ミ)みんなのおへや。傾聴ボランティア、手話通訳、要約筆記対応のスタッフがあり、気軽に話ができる場です。

参加者の心理的安全性を守るため、場所をオープンにしていない居場所もありますが、必要としている方にご紹介をしています。居場所に関心のある方はセーフティネットコールセンターにお問合せください。

基本目標 6

地域の力を活かした連携による自殺対策 ～地域自殺対策の取組の強化～

自殺対策を効果的に展開するためには、日野市だけではなく国や都、近隣地域と連携した一体的な推進が必要です。また、地域の方の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせるように見守り・気づき等を強化します。

施策の方向性 民間団体との連携を強化する

施策 連携体制の構築(市内企業との連携等)

84. 商工等会との連携

【再掲】

85. 生活・就労支援事業

施策 地域で活動している方による見守り等支援の充実

86. 民生・児童委員の活動

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
84	商工等会との連携 *再掲	商工会等と連携し、市内中小企業に対して、相談先の周知や日野市の取組について情報提供を行う。	市内の事業者が、自殺対策の取組について把握している。	●新規	産業スポーツ部 企画部 健康福祉部	産業振興課 企画経営課 健康課
85	生活・就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。	精神障害者が増加傾向にある中で、相談が増えていく見込み。	新規	健康福祉部	障害福祉課
86	民生・児童委員の活動	地域の民生・児童委員が支援を必要とする地域住民と行政機関等との橋渡し役となる。 民生委員が身近な存在として話を伺い、必要な支援等の案内を行う。	・民生委員欠員地区の候補者発掘。 ・イベント等を通じて、民生委員は身近な相談相手であることを周知。	継続	健康福祉部	福祉政策課

施策の方向性 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

施策 統計データの集積や分析による事業検討

87. 自殺対策推進委員会の開催

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
87	自殺対策推進委員会の開催	庁内関係部署や、有識者、支援者等で構成し、日野市の自殺の傾向を把握しながら効果的な事業推進に向けた検討を行う。	検討した事項を具体的に実行していくために、どのような手順で進めていくかなどを考え事業化していく。	継続	健康福祉部	健康課

施策の方向性 (重点)自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

施策 医療機関及び近隣自治体との連携の強化

88. 救急医療機関へのパンフレット設置

【再掲】

89. 自殺未遂者支援等の検討

90. SNS等相談事業における『連携自治体事業』

【再掲】

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
88	救急医療機関へのパンフレット設置 *再掲	通院中や緊急搬送された本人及び家族が、適切なサービスを利用できるよう、相談窓口の案内などを紹介する。	紙媒体だけでなく、デジタル媒体でも案内できるように検討する。	継続	市立病院健康福祉部	市立病院健康課
89	自殺未遂者支援等の検討	市内、近隣の救急医療機関や、市内の医療機関と連携し、自殺未遂者の支援方法を検討する。東京都の「こころといのちのサポートネット」事業も活用しながら、自殺未遂者の再びの自殺企図を防ぐ。	医療機関、学校、警察、消防等と連携し、自殺未遂者を適切な相談窓口へ繋ぎ継続的な支援を行っていく。	継続	健康福祉部	健康課
90	SNS等相談事業における『連携自治体事業』 *再掲	生きづらさや生活のしづらさ等の課題を抱えた人の問題を解決するため、協定を結んだ事業者と連携しSNS等で相談を受ける。若年層が普段から使っているSNSを活用し、相談の窓口を広げる。	些細なことでも相談できることを多くの人に知ってもらい、少しでも心の負担を軽くする。	●新規	健康福祉部	健康課

施策の方向性 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

施策 状況に応じた適切な医療機関等へつなぐ

91. 心の健康相談

【再掲】

92. 障害者相談支援事業

【再掲】

93. 南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会

【再掲】

No	事業名	事業内容	今後5年の目標	区分	担当部	担当課
91	心の健康相談 *再掲	市の保健師が、開庁時に電話・窓口で健康相談を受けている。相談内容に応じて適切な機関につなぐ。	心身に悩みがある時の相談窓口として周知を行い、引き続き相談体制を維持する。	新規	健康福祉部	健康課
92	障害者相談支援事業 *再掲	障害がある市民に対し、障害者総合支援法に基づく市が実施する地域生活支援事業の一つ。初期相談から障害福祉サービス支給の案内などを実施。	基幹相談支援センターの設置など、機能強化に向けて検討する。	新規	健康福祉部	障害福祉課
93	南多摩保健医療圏域自殺担当者連絡会 *再掲	南多摩医療圏での研修や意見交換等を行い、近隣市と情報共有を行いながら連携を強化する。	他市で行っている研修や講演など圏域内で受けられる体制をつくる。	継続	健康福祉部	健康課

コラム

05

市民委員

田中 正昭 「寄り添うということ」

1999年(平成11年)、日本や世界経済が不況の中、日本における自殺が年間2万人台から3万人台へ急激に増加しました。特に中小企業経営者や中高年労働者の自殺が多く、私の身近にも起こりました。

自殺は不条理な死で戦死や交通事故死などとも同じで個人の自己責任ではなく社会の問題です。政治や社会で取り組むべき問題です。私も何とか自殺を減らせないものかと考えいろいろ調べている中から「ライフリンク」や「命の電話相談」などの取組に関心を持ち参加してみました。いろいろ情報を調査したり分析

したりするだけでなく具体的取組もできないかと考え、「東京自殺防止センター」の電話相談の講習会を受講しました。ロールプレイの中で当然「がんばれ」などとは言わずひたすら相手の方の気持ちに寄り添い話を聞くことに集中しました。しかし長い間の会社生活の習性か、どこかに何とかしてあげたいという気持ちがあり、「ゆっくり話を聞き寄り添う」ことが十分に身に付きませんでした。日野市の「自殺総合防止対策委員会」に参加し、高塚先生にその研修の経験をお話したところ、先生から「寄り添うということは大変なんですよ。よく考え勉強していくことでしょう」と言われたことが印象的でした。

コラム 06

市民委員

佐々木 雄一「Face to Face！みなさん…会って話をしましょ！」

一年間『市民委員』として参加させていただきました。ありがとうございました。

日野市には米国帰任後二十数年間お世話になっております。自殺対策において日野市は東京都と積極的に連携をして多くの施策を既に行なっております。中でも、タブーと敬遠されがちなテーマを市民に身近な図書館において防止の啓発を行なっていることは特筆されるものと思います。今後は、『個人』に向けたもの、『組織』に向けたものをマトリックス的に行うことが大切かと感じます。『個人』

とは、小学生/中学生/高校生/大学生専門学校生/社会人/主婦/シニアの各階層別に対して。『組織』とは、小学校/中学校/高校/大学専門学校/民間企業/自治体/等、各組織に対して。人と人のコミュニケーション→会話が乏しい世の中になってしまいました。スマホや SNS の功罪だと思いますが、そこにコロナが重なりました。海外のようにカウンセリングが日常的に行われる社会にはまだ遠いとも感じます。自殺防止対策に 1 番必要なことは、Face to Face！のコミュニケーションであると信じて止みません。

コラム 07

市民委員

山本 優「学生として考える自殺対策」

私がこの委員会に参加しようとしたきっかけは、2021年の旭川市女子中学生いじめ凍死事件がきっかけです。その当時自分も高校生だったため同じ学生が自殺という選択を無くすことができたらとどうしたらいいのかを考えていました。この委員会では若者という目線から積極的に参加したいと思ったのがきっかけです。また、自分自身があしなが育英会の奨学金で大学に通っています。そのため、周囲には自殺で親を亡くした遺児がいるので、彼らのような遺児を助けたいという思いもあり取り組んでいます。

この基本計画が策定されて私が日野市の自殺対策に望むことは、子ど

も・若者に対して効果的な自殺対策を行うことです。厚生労働省の出した自殺総合対策大綱のポイントでは1番目に子ども・若者の自殺対策推進の更なる推進・強化となっています。自殺対策に年代を意識して国が支援に乗り出しています。また、子ども・若者を含め誰もが自殺を考えた時に「どこに」「誰に」「どのように」が迷わないように相談できる環境を作っていくことが重要です。しかし、若者の意識や考えに最も近いのは大人ではありません。積極的に若者らの意見を取り組んで若者に効果的である自殺対策を私たちは考えていかなければなりません。私は委員に学生を選んだ日野市を評価しています。

5 推進体制

1. 基本計画の推進体制

自殺総合対策を推進していくため、市長を中心に庁内の関係各課が連携するとともに、関係する各機関・団体、日野市周辺地域とも連携体制を強化していきます。

計画に基づく施策を着実に実施するため、日野市自殺総合対策推進委員会において具体的な取組状況の把握や、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを展開し、関係部署・機関と連携しながら、本計画を推進します。

計画を推進していく中では、「日野市自殺総合対策推進委員会^{*1}」及び「自殺対策推進コーディネーター^{*2}」を活用した事業の進行管理を行います。

*1 日野市自殺総合対策推進委員会

自殺対策に関係する機関・団体をはじめ、有識者、市民、支援者、医療機関、事業者、市の管理職などで組織する委員会です。日野市の自殺対策事業が関係各課及び関係機関・団体等の連携の上、効果的に実施されているか、その進捗状況を確認し、見直しの検討や意見交換等を行います。また、国・東京都の自殺対策と連動した取組等の情報交換を行います。

*2 自殺対策推進コーディネーター

健康福祉部健康課は相談窓口となるとともに、自殺対策コーディネーターとして事業を推進します。関係各課及び関係機関・団体等の協力・連携の促進を図ることにより、自殺対策事業を推進し、実施状況を日野市自殺総合対策推進委員会に報告します。

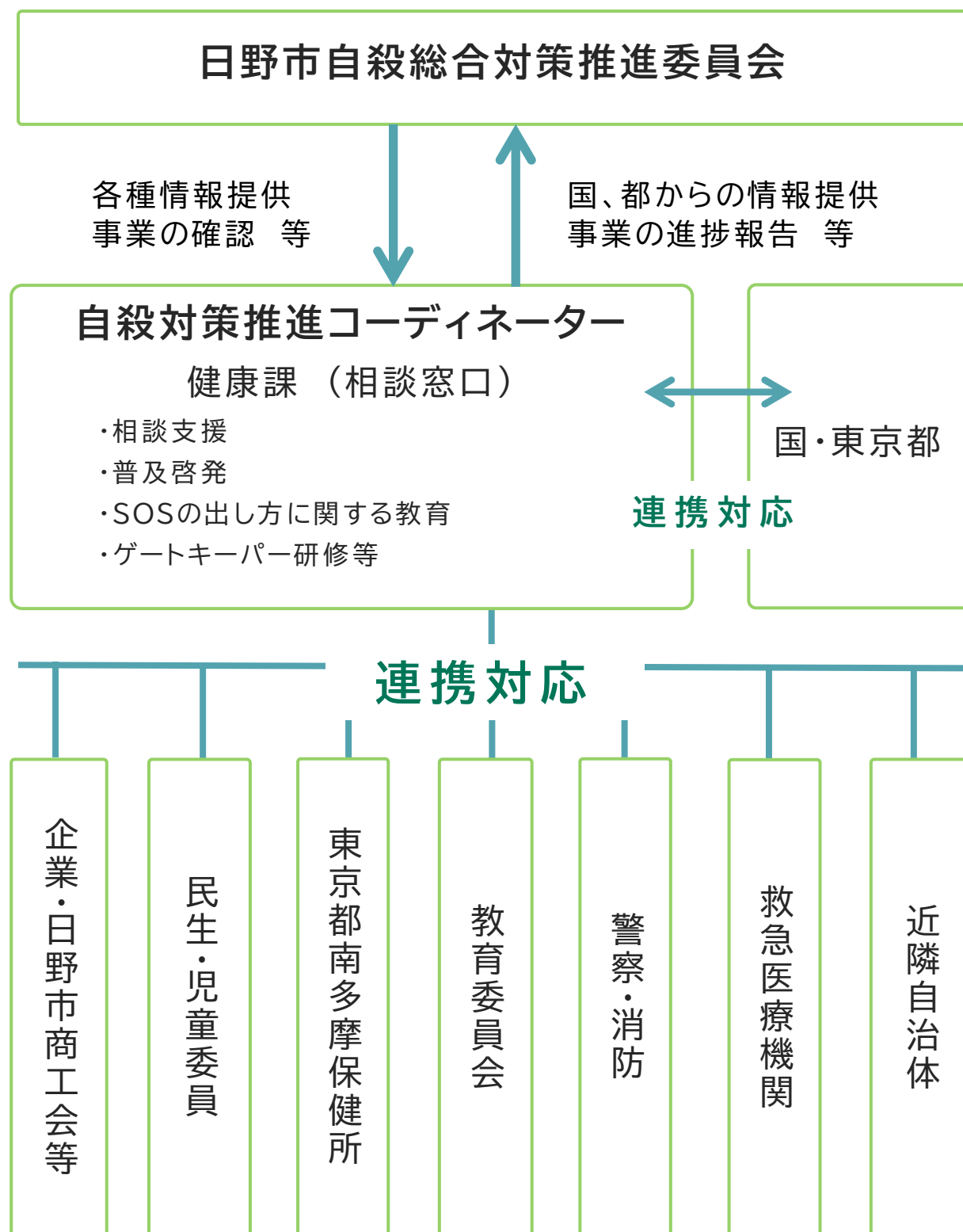
2. 進行管理

施策に基づく具体的な事業については、定期的に実施状況を「日野市自殺総合対策推進委員会」で確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、基本計画全体については、各事業に対する検証、評価を行った結果や法律の改正等、国等の動向も踏まえて見直しを行います。

その他にも、地域自殺実態プロファイルを活用するなど、「自殺対策推進コーディネーター」が統計データ等の集積と分析を行い、日野市の自殺の傾向や地域特性の実態解明を行うことで、効果的な事業展開につなげます。

自殺総合対策の推進体制のイメージ図



1 改定の経過

令和5年度

策定委員会	月日	主な内容
第1回 策定委員会	令和5年6月26日	・委嘱状配布 ・今までの議論の振り返り ・今後の日程と進め方 ・課題について意見交換
第2回 策定委員会	令和5年9月28日	・事業評価と意見の報告 ・第3次日野市自殺総合対策基本計画骨子案について
第3回 策定委員会	令和5年11月27日	第3次日野市自殺総合対策基本計画素案について
令和6年1月5日～令和6年2月5日 パブリックコメント		
第4回 策定委員会	令和6年2月20日	・パブリックコメントの結果について ・第3次日野市自殺総合対策基本計画素案(修正案)について
委員から市長への報告	令和6年3月28日	第3次日野市自殺総合対策基本計画の完成について

2 日野市自殺総合対策基本計画策定委員会 委員名簿

(委員長◎ 副委員長○)

区分	所属	氏名(敬称略)
有識者	帝京大学心理学科 心理臨床センター教授	元永 拓郎 ◎
	明星大学 名誉教授	高塚 雄介 ○ (～9/24 まで)
公募市民	市民委員	田中 正昭
	市民委員	佐々木 雄一
	市民委員	山本 優
民間団体	NPO法人 全国自死遺族総合支援センター 代表	杉本 脩子
	NPO法人 いのちのミュージアム 代表理事	鈴木 共子
医療機関	七生病院 院長	杉山 美穂
	日野市医師会 おやまクリニック 院長	尾山 博則
福祉事業者	日野市地域包括支援センター すずらん	相馬 みゆき
民間事業所	日野自動車 第1人事部 業務グループ主幹	中野 浩志
民生・児童委員の代表者	東京都日野市民生委員・児童委員 南部地区協議会 会長	丹野 慶子
関係行政機関	東京都南多摩保健所 地域保健推進担当課長	岡田 美保
中学校代表者	日野第一中学校 校長	和田 栄治
市職員	教育部 教育指導担当参事	長崎 将幸
	子ども部長	中田 秀幸
	健康福祉部長	山下 義之
	日野市立病院 地域医療支援センター患者総合支援室長	高橋 栄志
事務局	健康福祉部 参事	志村 理恵
	健康福祉部 健康課 課長	高尾 満
	健康福祉部 健康課 課長補佐	田口 恵理子
	健康福祉部 健康課	長谷川 かな

高塚副委員長におかれましては、日野市自殺総合対策推進条例策定当初より本計画に至るまで委員長を歴任されるなど、自殺対策全般において長きにわたり多大なるご尽力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

3 日野市自殺総合対策推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第17条)

第3章 推進体制(第18条、第19条)

第4章 雑則(第20条)

付則

このまちで暮らす市民一人ひとりが、日野市民憲章にもうたわれているとおり、いきいきとして、心と体がともに健康で日々を暮らすことができる、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、日野市においても例外ではありません。

これまで個人の問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ他人事とは言いきれません。

自然環境豊かなこのまちで、みんなが幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因や環境について、まち全体で解決するために、一人ひとりが人を大切に、自殺対策の担い手として気付き、ともに健康で、ともに支え合う日野市をつくりあげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日野市(以下「市」という。)が自殺対策に関して、市民個人と、その家族を含めた周囲の人々の心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえのない「生命のち

」の大切さを考え、ともに支え合う地域社会を実現することに寄与することを目的とする。
(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景にある地域社会的要因を含めたさまざまな要因に起因することを踏まえ、市民一人ひとりがともに支え合うまちづくりと一体となって推進されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏ま

え、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、自殺対策について、前条の基本理念にのっとり、国、東京都及び関係機関と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定しなければならない。

2 市は、市民の経済的・精神的な問題のほか、生活上の悩み全般を受け止める相談窓口の整備をすすめるなければならない。

3 市は、市内における自殺の実態に応じて、緊急的な対策を要するものについては、速やかな対応をとらなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、労働者が心身ともに健康で職務に従事できるように適切な措置を講じなければならない。

2 福祉・医療・教育などの対人援助サービスを提供する事業主は、特に、自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市や関係機関と連携しながら、サービス受給者がサービス利用に際し、心身ともに健康が保持できるように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携しながら、児童・生徒・学生が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

(心情及び生活の平穏への配慮)

第 7 条 市は、自殺対策の実施に当たり、自殺者、自殺未遂者及び自殺を考えている人並びにその周辺の人々の心情や生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第 8 条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置を含めた各種の措置を講じなければならない。

第 2 章 基本的施策

(自殺総合対策基本計画の策定)

第 9 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、自殺総合対策基本計画を定め、次条から第 19 条までに掲げる基本的施策を実施しなければならない。

2 自殺総合対策基本計画は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

(2) 地域ぐるみでの支援体制の確立

(3) 緊急性の高い人々への支援

(4) 家族等周囲の人々への支援

(調査研究の推進等)

第 10 条 市は、自殺対策に関して調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第 11 条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保)

第 12 条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第 13 条 市は、職場、学校、地域その他あらゆる機会において、市民が心の健康の保

持及び増進のために相談が受けられる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 14 条 市は、自殺のおそれがある人の早期発見に努め、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある人に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、専門医療機関等との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策のための連携体制の構築)

第 15 条 市は、自殺対策推進のために、既存の各種相談窓口の機能を充実させるとともに、悩み事相談窓口を設置し、関係団体との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者及び自殺を考えている人に対する支援)

第 16 条 市は、自殺未遂者及び自殺を考えている人が再び自殺を図ることがないように、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(周囲の人々に対する支援)

第 17 条 市は、自殺又は自殺未遂により家族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の家族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 推進体制

(自殺総合対策推進委員会の設置)

第 18 条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進体制となる自殺総合対策推進委員会を設置するものとする。

(自殺対策推進コーディネーターの設置)

第 19 条 市は、実務的な対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進役となる自殺対策推進コーディネーターを設置するものとする。

第 4 章 雑則

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 自殺対策基本法

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社

会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(平二八法一一・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(平二八法一一・一部改正)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第五条繰上)

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正)

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二八法一一・追加)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章繰下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親

族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十一条繰下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条繰下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺

のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があらわれる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組みむべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機**に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タレントの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「子ども家庭庁」で連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一元となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
 - 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名譽等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
 - 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態ブローチャール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追いついた未来の死である」「自殺対策には、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

5. 心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

3. 自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析・予防のための子どもの死に検証(CDR: Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーハロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等への寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やアジャイル型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ、尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整え、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・デートレイプバー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実 (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

相談先一覧(令和6年3月現在)

心身の悩み

健康相談 (健康課)	042-581-4111	月曜日～金曜日 8:30～17:00
---------------	--------------	-----------------------

消費生活・法律相談など

消費生活センター	042-581-3556	月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00
法律・税務相談	042-514-8094	市民相談係にて予約を受け付けます。実施日はお問い合わせください。

ひきこもり・生活の悩み個別相談

セーフティネットコールセンター	042-514-8542	月曜日～金曜日 8:30～17:00
-----------------	--------------	-----------------------

子どもの教育・子育て・虐待の相談

子どもなんでも相談 (子ども家庭支援センター)		miraiku@city.hino.lg.jp 電話番号:決まり次第お伝え します。	月曜日～金曜日 9:00～17:00 木曜日 9:00～19:00
子ども家庭総合相談 (子ども家庭支援センター)		042-599-6670 ※5/27～電話番号が変わり ます	月曜日～土曜日 9:00～17:00
虐待相談 (子ども家庭支援センター)		042-599-5454 ※5/27～電話番号が変わり ます	月曜日～土曜日 9:00～17:00
子育て相談	地域子ども家庭支援セ ンター多摩平「はぴは ぴ」	042-589-1262	月曜日を除く 毎日9:30～17:00
	地域子ども家庭支援セ ンター万願寺「にこに こ」	042-586-1171	火曜日を除く 毎日9:30～16:30
	あさひがおか児童館	042-586-1184	月曜日～土曜日 10:00～16:00
	さかえまち児童館	042-585-8282	
	ひらやま児童館	042-592-6888	
	みさわ児童館	042-591-3456	
	まんがんじ児童館	042-583-3309	
	しんめい児童館	042-583-6588	
	もぐさだい児童館	042-591-7001	
	ひの児童館	042-581-7675	
	たまだいら児童館	042-589-1253	
みなみだいら児童館	042-599-0166		
妊産婦・乳幼児相談 (子ども家庭支援センター)		042-843-3663	月曜日～金曜日 8:30～17:00
発達・教育相談 エール(発達・教育支援センター)		042-589-8877	月曜日～金曜日 9:00～18:00 第4日曜日 9:00～17:00

ひとり親の相談

ひとり親家庭相談 (セーフティネットコールセンター)	042-514-8546	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※原則予約制
-------------------------------	--------------	---------------------------------

どなたでも・性暴力・DV 相談等

女性相談 (平和と人権課)	042-587-8177	第1～第4火曜日 18:00～19:00 第1～第4水曜日 9:45～16:00 第1金曜日 13:30～16:30 ※予約制
被害者支援相談 (セーフティネットコールセンター)	042-514-8542	月曜日～金曜日 8:30～17:00

人権に関する相談

人権身の上相談 (平和と人権課)	042-584-2733	詳しくはお問い合わせください
---------------------	--------------	----------------

多様な性の相談

にじいろ相談 (平和と人権課)	042-587-8177	第3金曜日 13:30～16:30 ※予約制
--------------------	--------------	------------------------------

障害に関する相談

障害福祉課	042-514-8489 ファクス 042-583-0294	月曜日～金曜日 8:30～17:00
-------	--------------------------------------	-----------------------

※各窓口について相談時間等変更している場合があります。詳しくは各窓口のホームページをご確認ください。

第3次

日野市自殺総合対策基本計画

— ともに支え合う地域社会の実現のために —

発行年月日	令和6年3月
発行	日野市
編集	日野市健康福祉部健康課
住所	〒191-0011 日野市日野本町1-6-2 日野市生活・保健センター内
電話	(042)-581-4111
FAX	(042)-583-2400
メール	kenkou@city.hino.lg.jp

相談先一覧

※日野市の相談先一覧はP62をご覧ください

※各窓口について、相談受付の休止・時間変更等している場合があります。
詳しくは各窓口のホームページをご覧ください。

相談(年齢・性別を問わない)一覧

電話

#いのち SOS (NPO 法人自殺対策支援 センターライフリンク)	0120-061-338 (フリーダイヤル)	日・月・火・水・金・土 00:00~24:00 木 6:00~24:00
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包 摂サポートセンター)	0120-279-338 (フリーダイヤル)	24 時間対応
東京いのちの電話 (一般社団法人 日本いの ちの電話連盟)	0120-783-556	16:00~21:00(無 休)

SNS 相談

生きづらびっと (NPO法人自殺対策支援セ ンターライフリンク)		月~金 8:00~22:30
こころのほっとチャット (NPO法人 東京メンタル ヘルス・スクエア)		毎日 12:00~15:50(15 時まで受付) 17:00~20:50(20 時まで受付) 21:00~23:50(23 時まで受付) 月曜日 4:00~6:50(6 時まで受付) 毎月1回 最終土曜日から日曜日 24:00~5:50(5 時まで受付)
あなたのいばしょ (NPO 法人あなたのいばしょ)		24 時間 365 日

こども向け相談一覧

電話

チャイルドライン (NPO 法人チャイルドライ ン支援センター)	0120-99-7777	16:00~21:00
子どもの人権 110 番	0120-007-110	月~金曜日 8:30~17:15
児童相談所虐待ダイヤル	189	24 時間対応

SNS 相談

チャイルドライン (NPO 法人チャイルドライ ン支援センター)		毎週水・木・金・土 16:00~21:00
--	---	--------------------------